

年金課税の在り方について

篠原克岳

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的

年金制度については、平成 24 年 2 月の社会保障・税一体改革大綱を受け、同年 8 月には年金機能強化法等、11 月には年金生活者給付金法等が成立し、また、社会保障制度改革国民会議においてさらなる議論が行われているところである（25 年 6 月脱稿時）。

一方、年金課税については、従来から「社会保険料拠出を全額所得控除する一方で、給付についても公的年金等控除などの適用によって実質的に非課税に近い状態となっている」等、その問題点が指摘されている。

そこで本研究では、今後の年金制度改革の方向性を見据えつつ、抜本税制改革に向け、年金課税の在り方につき検討した。

2 研究の概要

(1) 現行年金税制の概要

公的年金（基礎年金（一階部分）及び被用者年金（二階部分））と企業年金（三階部分）は、共通した取扱いがされる部分と異なる取扱いの部分があり、年金税制はかなり複雑である。

イ 拠出時

保険料等の本人負担分については、社会保険料控除（所法 74）ないし小規模企業共済等掛金控除（所法 75）により所得控除される（確定給付企業年金は一般の生命保険料控除）。

事業主負担分については、損金（法法 22）ないし必要経費（所法 37）として所得計算上控除される。本人の給与とみなして課税されることはない。

ロ 運用時

積立金運用益については、一・二階部分には課税されないが、三階部分の企業年金の積立金に対しいわゆる「特別法人税」が課される（法法

8、83以下：平11以降課税停止中)。

ハ 給付時

年金給付については、公的年金等控除額を差し引いた額が雑所得として課税される。S62改正前は「みなし給与所得」とされ、給与所得控除の適用対象であった。

三階部分のうち一時金として給付されるものは、「みなし退職所得」(所法31)となる(退職所得控除の適用がある)。

(2) 所得課税理論

公的年金の経済的機能としては、①老後の生活資金を確保するための貯蓄としての側面とともに、②社会全体でリスクを共有する保険の役割がある。また、③賦課方式で運営されるため世代間に所得再分配があり、さらに二階部分については世代内でも所得再分配が行われている。まず、それぞれの機能について所得課税理論の観点から検討を行う。

イ 貯蓄

年金を貯蓄として捉えると、拠出金等が元本、給付金が元利金の払戻しに相当する。拠出時、運用時、給付時それぞれの課税(Taxed)・非課税(Exempted)を基準に課税方式を区分し、それぞれの経済的効果を比較すると、以下のように整理できる。

T T E型：包括的所得税

E T T型：包括的所得税と等価

E E T型：資本所得非課税(支出税)

T E E型：資本所得非課税

拠出時／給付時のいずれで課税しても、税率が一定であれば経済効果に差は無い。E E T型ないしT E E型は資本所得非課税であり、包括的所得課税の原則の下では租税優遇措置である。実現時課税(T T' E型)においては課税繰延益が生ずる。

ロ 保険

公的年金を保険(「長生き保険」として捉えると、拠出金が保険料、

給付金が保険金に相当する。一般論として、保険取引に関し所得課税が中立的であるためには、税率が一定であれば、(保険料拠出時と保険金給付時の時間差を捨象すると、)

[1] 保険料の所得控除を認めず、保険金を非課税所得とする(T-E型)

[2] 保険料の所得控除を認め、保険金を課税所得とする(E-T型)のいずれかであればよい。また、拠出と給付の時間差に生じる運用益(資本所得)は、包括的所得税の立場からは課税すべきであり、TTE型ないしETT型が望ましい。(但し、実現時課税(TT'E型)は被保険者間の移転に課税してしまうので、保険取引に対し非中立的(抑制的)である。)

以上より、貯蓄と保険の課税の在り方は理論上同一であることが分かる。年金は貯蓄と保険の性質を併せ持つが、「課税上はその区別をせず扱って構わない」というのであるから、この結論は年金税制の検討において有用である。

ハ 再分配

社会保障制度による所得再分配に対し所得税上の措置(拠出時控除ないし給付時課税)を講ずることは、必然的に「所得再々分配」となる。

T-E型：再々分配なし

E-T型：再々分配あり(制度内純移転を減少させる)

所得税による「再々分配」の必要性は、社会保障制度による再分配をさらに修正することが「公平」の観点からみて妥当か、という基準で判断すべき問題である。

ニ 二重控除と二重課税

以上の分析に共通して、

E-E型：二重控除(制度参加者の拠出相当の所得が課税から脱漏)

T-T型：二重課税(制度参加者の給付相当の所得に二重に課税)

となる。通常、二重控除や二重課税は課税の公平性の観点から問題があ

る。しかし、二重控除・二重課税が全国民共通に適用されるならば、それらは税率構造の実質的な変更と等価であり、公平上の問題は生じない。従って、基礎年金についてはE-E型、T-T型も理論上排除されない。

ホ 現行税制の位置づけ

以上の理論的検討を踏まえて、現行税制はどのように位置づけられるか。

公的年金についてはEET型が採用されている。つまり、資本所得非課税であり、所得再々分配機能を有する。再々分配機能に関しては、公的年金の再分配は「グループ間再分配」であり個人々の事情への配慮に乏しいため、税において「グループ間再分配を個人レベルで再調整する」意義を有するものとして理解できるだろう。また、運用益非課税の分、被用者グループを自営業者グループに比べ優遇していることになる。

企業年金については基本的にETT型であり、包括的所得課税の原則に沿っている。但し、「特別法人税」は厚生年金基金について「努力目標水準」まで非課税であるから、運用益課税はかなり軽減されている。

(また、現在「特別法人税」は課税停止中である。)

(3) 現行制度の問題点と改善策

イ 公的年金と企業年金の切り分けと課税型の選択

公的年金と企業年金は老後の資産形成を担う点で共通するが、それぞれの制度構造・経済的性質は大きく異なっている(公的年金は賦課方式、企業年金は積立方式)。従って、公的年金と企業年金は切り分け、両者の課税の在り方は別々の理念の下で再構築すべきである。

公的年金と企業年金の切り分けは、現行年金税制の問題点の解消にも資する。第一に、企業年金を公的年金等控除の適用から外すことで、課税ベースの浸食を抑制することが出来る。第二に、企業年金は一時金払いを選択すると「みなし退職所得」として退職所得課税の対象となるため、受給者において課税上有利となるようその比率が調整され、税制が資産選択の中立性を阻害しているという実態が指摘されているが、この

問題を解決するには企業年金を公的年金から切り離す必要がある。

その上で、課税型については公的年金・企業年金のいずれについても E-T 型を基本とすべきと考える。理由としては、第一に、我が国においては高齢者間の所得格差が大きいことから、引退後の所得に応じ再分配を行うことが望ましい。第二に、年金税制は長期間にわたり安定的であるべきであり、現行の E-T 型は昭和 28 年以降維持されているので、これを継続することが望ましい。

ロ 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除は、公的年金が退職後の生計手段であることを考慮し、「他の所得との間の負担調整措置」として設けられたものであるが、その額が大きいため、現行年金税制は実質的に E-E 型に近い状態となっていることが指摘される。特に、定率控除の存在により「高額受給者ほど課税免除額が大きくなる」という逆進性が生じている。

逆進性を排し水平的公平を確保するには、公的年金等控除は高々基礎年金相当額まで縮減・定額化すべきである。さらに言えば、同控除を廃止し、高齢への配慮は人的控除（老年者控除の復活）によることとした方が、理論的にはすっきりする。

ハ 遺族年金・障害年金

遺族年金・障害年金については給付非課税（E-E 型）であるが、これは「死亡保険」に関する特別措置として位置づけられよう。但し、長期要件の遺族厚生年金は、実質的に夫婦を一体とした「長生き保険」として機能しており、その経済的性質は老齢年金に近く、非課税とする根拠に乏しい。

ニ 企業年金課税の在り方

我が国の企業年金制度はそのほとんどが退職金制度から切り替えられたものであり、受給に際し退職者が一時金（退職金）と年金とを選択できるものが多く、この選択可能性により税制の中立性が阻害されている。

こうした点に鑑み、企業年金は年金税制でなく退職金税制の一環に位置づけ、課税の在り方を再構成すべきではないか。退職金税制の在り方はまた給与所得課税との中立性等困難な問題を有するが、貯蓄優遇税制（税制適格の個人年金）の構想等と並行して整備することが望ましいと考える。

(4) 年金制度改革において採るべき方向性

「大綱」に示された年金制度改革の方向性を踏まえ、税制面での対応を理論的に整理しておく。

イ 税財源の給付への課税

一体改革大綱は税財源による最低保障年金に言及するが、仮にこれが実現した場合、給付金は課税すべきか。

税財源は拠出時課税であるから、非課税（T-E型）とすべきようにも思われるが、全国民共通の制度なので理論上はT-T型であっても構わない。但し、所得を給付の基準とする場合、これに課税することは二度手間であり、執行効率の観点から非課税とすべきである。平成 27 年より実施される年金生活者支援給付金については既に非課税が法定されており、これは税財源による所得を基準とする給付であるから理論的にも妥当である。

ロ 標準報酬上限の見直し

厚生年金の標準報酬上限が引上げられる場合には、所得税の控除額も増加する。課税ベース浸食の抑制のため、社会保険料控除の上限設定を検討すべきかも知れない。

ハ 高所得者の年金額の調整

高所得者の年金額の抑制が過大となっているが、これを支給面でなく税制面において調整するという考え方がある（いわゆるクローバック；カナダに例がある）。理論的には、所得課税の枠組みの外側の制度として理解する他ないだろう。

3 結論

本研究では、経済理論的な分析を軸に年金税制について検討した。

現行年金税制の最大の問題点は、公的年金と企業年金という経済的性質を別にするものを共通に扱い、企業年金と退職金という経済的性質が同一のものを別に扱っている、という点にあると考える。

また、公的年金等控除が過大である点にも問題がある。その逆進性については本文中で述べたが、世代間の負担の公平という観点からも、少なくとも公的年金等控除の定率部分は廃止することが望ましい。

目 次

序 論	11
1 研究の目的	11
2 本稿の構成	11
第1章 年金制度と年金税制の概要	13
第1節 公的年金	13
1 国民年金と被用者年金	13
2 公的年金における所得再分配	20
第2節 企業年金	22
1 適格退職年金	22
2 厚生年金基金	23
3 確定給付企業年金	24
4 確定拠出年金	24
第3節 補完的な制度	25
1 国民年金基金・農業者年金基金	25
2 中小企業退職金共済・特定退職金共済	26
3 小規模企業共済	26
第4節 年金税制の概要	27
1 拠出時	28
2 運用時	29
3 給付時	30
第2章 所得課税理論からの検討	35
第1節 「貯蓄」としての年金	35
1 貯蓄に関する課税理論	35
2 実現時課税（課税繰延）	37
第2節 「保険」としての年金	39
1 一般論としての保険への課税	39

2 保険としての年金への課税	42
第3節 「再分配制度」としての年金	44
1 税による所得「再々分配」効果	44
2 「再々分配」の妥当性	45
第4節 二重控除（E-E型）及び二重課税（T-T型）について	46
第5節 小括	47
第6節 現行年金税制の位置づけ	48
1 公的年金	48
2 企業年金	49
3 その他の諸制度	50
第3章 年金税制の改正の方向	51
第1節 公的年金・企業年金の切り分けと課税型の選択	51
1 切り分けの必要性	51
2 課税型の選択	53
第2節 公的年金課税の在り方	56
1 公的年金等控除の見直し	56
2 障害年金・遺族年金	59
3 今後想定される年金制度改革において採るべき方向性	60
第3節 企業年金税制・退職金税制及び貯蓄支援税制	65
1 退職所得との調整	65
2 貯蓄支援税制における位置づけ	66
結論	68

序 論

1 研究の目的

年金制度については、平成 24 年 2 月の社会保障・税一体改革大綱を受け、同年 8 月には年金機能強化法等、11 月には年金生活者給付金法等が成立し、また、社会保障国民会議においてさらなる議論が行われているところである（25 年 6 月脱稿時）。

一方、年金課税については、従来から「社会保険料拠出を全額所得控除する一方で、給付についても公的年金等控除などの適用によって実質的に非課税に近い状態となっている」⁽¹⁾ 等、その問題点が指摘されている。

そこで本研究では、今後の年金制度改革の方向性を見据えつつ、抜本税制改革に向けた年金課税の在り方につき検討する。

2 本稿の構成

まず第 1 章では、年金制度及び年金税制について確認する。年金制度について課税からの関心は、各年金制度における拠出・運用・給付の関係にあるので、そうした点を中心に年金制度について確認していく。現行年金税制は複雑で分かりづらいが、その複雑さは年金制度自体の複雑さによるところもあり、また、歴史的経緯に由来するところもある。

第 2 章では、所得課税の理論的観点から年金課税の在り方について検討する。年金制度は貯蓄・保険・所得再分配という経済的に異なる機能を包摂する複合的な制度であり、課税理論上これをそのまま検討対象とすると議論が錯綜する懸念がある。本稿のアプローチは、年金制度を機能毎に分解し、それぞれの機能に対応する税制の在り方を検討した上で、それらを統合する、というものである。そうしたアプローチの中で、貯蓄及び保険への課税の在り方は基本的に同一であること、二重控除ないし二重課税は課税の公平上問

(1) 税制調査会平成 15 年 6 月「少子・高齢社会における税制のあり方」4 頁。

題だが、それが全国民に共通に適用されるならば公平上の問題は生じないこと、などを確認する。これにより、年金課税に関してより見通しのよい、かつ頑健な議論が可能となると考える。

第3章では、第2章の理論的検討を踏まえつつ、年金制度改革の検討状況も念頭におきながら、年金税制の改正の方向性を探る。先行研究では公的年金等控除の額が過大である点が問題視されることが多いが、(確かにそれも問題ではあるが、)本稿が重視するのは、「公的年金と企業年金はともに『年金』の名を冠するが、その経済的実質は全く別物であり、課税上の在り方もこれを切り分けて構築すべきである」ということである。将来的に新しい所得区分として「年金所得」の創設が検討されることもあろうが、公的年金と企業年金はその所得計算方式を別にすることも想定して、「年金所得」の内部でそれぞれを区分整理する必要があると考える。

第1章 年金制度と年金税制の概要

一般に、我が国の年金制度は三階建ての体系として説明される⁽²⁾。概ね、一階部分が国民年金（基礎年金）、二階部分が被用者年金（報酬比例部分）、三階部分がいわゆる企業年金、と理解してよいだろう。また、国民年金及び被用者年金は「公的年金」と総称される。

そうした体系の整理はともかくとして、課税制度からみた関心は、各年金制度における拠出・運用・給付の関係にある。本節では、この点を中心に年金制度の概要をみていくこととする⁽³⁾。

第1節 公的年金

1 国民年金と被用者年金

20歳以上60歳未満の国内居住者は、国民年金法7条において国民年金の被保険者とされており、これらの者は強制的に国民年金の被保険者となる⁽⁴⁾。すなわち、20歳に達した国民は（国外居住でない限り）全員が国民年金に加入するのであり、これが国民年金の「国民」年金たる所以である。

被保険者要件は、同条1項の1号～3号に規定されており、いわゆる「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」の区分の根拠となっている⁽⁵⁾。

先に第2号被保険者から述べると、これは「被用者年金各法の被保険者、

(2) 厚生労働省年金財政ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/nenkin/zaisei/01/01-01.html>)。

(3) 以下、本稿の公的年金に関する記述は、基本的に堀勝洋『年金保険法』（法律文化社、2010）に依拠している。

(4) 国外居住者や60歳以上の者についても任意加入が認められる場合があるが、これは受給資格要件（25年）を満たすようにし、また年金額を増やすことができるようにするためである。堀・前掲注(3)112頁。

(5) 昭和60年度までは、国民年金法は被用者年金の被保険者には適用されず、また、被用者の被扶養配偶者は任意加入できるだけであった。堀・前掲注(3)108頁。

組合員又は加入者」である。従って、第2号被保険者は国民年金の被保険者であると同時に、被用者年金の被保険者でもある。次に、第2号被保険者に扶養される配偶者（いわゆる「専業主婦／主夫」）が第3号被保険者であり、実務上、年間収入が130万円未満であることが「扶養される」ことの基準となっている⁽⁶⁾。第1号被保険者は、第2号被保険者及び第3号被保険者でない残り全ての者を包含し、その主な対象者は自営業者等である。

このように、国内居住者の全員が「国民年金」の被保険者となっているのであるが、第2号被保険者及び第3号被保険者は、国民年金法においては「保険料を納付することを要しない」（94条の6）とされている。第2号被保険者が負担するのは「厚生年金保険料」のみで、基礎年金の費用は被用者年金保険者の年金特別会計基礎年金勘定への拠出を通じて負担する仕組みとなっており⁽⁷⁾、また、周知のように第3号被保険者は国民年金への拠出を全く負担しない。

給付面においては、第1号・第3号被保険者は基礎年金を、第2号被保険者はそれに上乗せして厚生年金を受給する、というのが基本的な仕組みであるが、他に第1号被保険者のみを対象とした独自給付（付加年金、寡婦年金、死亡一時金）がある。

以下、各号被保険者の拠出と給付について、より詳しくみていくこととする。

（1）第1号被保険者の拠出と給付

イ 保険料

第1号被保険者の保険料は所得によらず定額である。「定額」といっても固定されているのではなく、経済情勢に応じて調整がなされる。具体的には、毎年の保険料額は名目賃金水準の変動を反映した「保険料改定率」を乗じて算出されることとなっている（同5項）⁽⁸⁾。また、高齢

(6) 堀・前掲注(3)115頁。

(7) 堀・前掲注(3)462頁。

(8) 堀・前掲注(3)472頁は「実質賃金変動率」とするが、名目賃金変動率の誤記と思

化の進展に伴い、平成 17 年以降平成 29 年度までの段階的引上げスケジュールが法定されている（国民年金法 87 条 3 項）。

老齢基礎年金の額を上乗せしたい者は、任意に「付加保険料」を納めれば将来「付加年金」を上乗せして受け取ることが出来る。もっとも、付加年金はスライドが行われなため、現在では付加年金の価値は相当低下している⁽⁹⁾。（現在の付加保険料は月額 400 円、付加年金年額は 200 円×付加保険料納付済月数。国民年金法 87 条の 2、同 44 条。）

ロ 基礎年金

第 1 号被保険者への給付には、基礎年金とそれ以外の独自給付とがある。

基礎年金は、被保険者の老齢、障害、死亡をそれぞれ支給要件とする「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」の総称である。保険料が「定額」であることに応じ、これらの給付も「定額」であり、その水準も保険料同様、物価・賃金等に応じて改定される（いわゆる「スライド」⁽¹⁰⁾）。

このうち老齢基礎年金は、保険料納付済期間が 480 月（40 年）に満たない場合、納付済期間に応じて比例的に減額される（国民年金法 27 条）⁽¹¹⁾。視点を変えれば、各月の保険料により将来の基礎年金給付を 480 分の 1 ずつ積み立てていることになろう。これに対し、障害基礎年金及び遺族基礎年金は納付済期間に関わらず満額が給付されるので、各月の保険料がその月の保険事故に対応している⁽¹²⁾。なお、老齢基礎年金

われる。

(9) 堀・前掲注(3)314 頁

(10) 国民年金法 27 条の 2 に「改定率」が定められている。年金水準のスライドについて、詳しくは堀・前掲注(3)215 頁以下。

(11) なお、保険料免除期間に関しては、減額率は 2 分の 1 である。基礎年金の国庫負担率相当部分は減額しない、という考え方である。堀・前掲注(3)309 頁。

(12) もっとも、受給要件として、納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上という要件（「3 分の 2 要件」）を満たさなければならない。国民年金法 30 条 1 項但書、37 条但書。

については受給資格要件として 25 年以上の納付済期間を要する（「25 年要件」）が、年金機能強化法⁽¹³⁾により当該期間は 10 年に短縮されることになっている。

障害基礎年金の支給要件となる障害の程度は、国民年金法施行令 4 条の 6 別表に定められており、2 級障害の年金額は老齢基礎年金の満額と同額、1 級障害はその 1.25 倍である（国民年金法 33 条）。18 歳未満の子がいる場合、障害基礎年金額は加算される（33 条の 2）。また、20 歳未満で障害を生じた場合、20 歳以降障害基礎年金が給付される（いわゆる「無拋出制の障害基礎年金」、30 条の 4）⁽¹⁴⁾。

遺族基礎年金の支給対象は被保険者又は受給権者により生計を維持されていた妻⁽¹⁵⁾または子（18 歳未満）である。ただし、妻については子と生計を同じくすることが要件なので、実質的にこれは「母子年金」である（妻を亡くした夫・子のない妻には支給されない）⁽¹⁶⁾。子のない妻にも支給される遺族厚生年金とは支給要件が異なるが、それぞれの保障内容の相違と理解する他はない。

ハ 第 1 号被保険者への独自給付

第 1 号被保険者への独自給付としては、付加年金、寡婦年金、死亡一時金がある。付加年金については既に述べた。

寡婦年金は、納付済期間が 25 年以上ある第 1 号被保険者の夫が年金を受給せずに死亡した場合に、その妻に 60 歳以上 65 歳未満の間支給される。年金額は夫の老齢基礎年金の 4 分の 3 である（国民年金法 49 条以下）。寡婦について、老齢年金の支給開始期間を実質的に繰り上げるものと理解される。

死亡一時金は、納付済期間が 3 年以上ある第 1 号被保険者が年金を受

(13) 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」 2 条。平成 27 年 10 月施行。

(14) 20 歳未満の障害児については、その親に特別児童扶養手当が支給される。

(15) 年金機能強化法により、26 年度から父子家庭に拡大することになった。

(16) 堀・前掲注(3)401 頁。

給せずに死亡した場合に、その遺族に支給される（国民年金法 52 条の 2 以下）。「掛け捨て防止」がその目的とされている⁽¹⁷⁾。

(2) 第 2 号被保険者＝被用者年金加入者の拠出と給付

「被用者年金」は、厚生年金、国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済を指す（国民年金法 5 条参照）。これらは、平成 27 年 10 月をもって厚生年金に一元化されることとなっており⁽¹⁸⁾、また、各共済年金法は「かなりの部分が厚年法と同じである」ので⁽¹⁹⁾、本稿では厚生年金保険法について述べる。

厚生年金保険法は、一定の事業所に使用される 70 歳未満の者を被保険者とする（9 条）。全ての法人事業所並びに 5 人以上を使用する個人事業所が厚生年金保険法の適用対象となるが（より詳細な適用要件は同法 6 条以下参照）、行政実務上「常用的使用関係」にあるか否かで被保険者資格の有無が判断され、いわゆる「4 分の 3 労働要件」により運用されてきた⁽²⁰⁾。この点については、平成 28 年 10 月より短時間労働者に対する適用範囲が拡大されることとなっている（年金機能強化法 3 条）。

イ 保険料

前述のように、第 2 号被保険者は国民年金法上は保険料納付義務を課されておらず、厚生年金保険料のみを負担する。厚生年金保険料の額は、標準報酬額に保険料率を乗じた額である（81 条）。標準報酬額は「名目賃金」そのものであるから国民年金のような「保険料改定率」は存在しないが、保険料率は国民年金と同じく平成 29 年度までの段階的引上げの最中である。

標準報酬額は、標準報酬月額については厚生年金保険法 20 条に、標準賞与額については同法 24 条の 3 に定められており、それぞれ上限が

(17) 堀・前掲注(3)434 頁。

(18) 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」平成 24 年 8 月成立。

(19) 堀・前掲注(3) 3 頁。

(20) 堀・前掲注(3)139 頁。

存在する。従って、厚生年金の保険料は基本的に所得に対して定率であるが、上限額以上の所得者に対しては定額となる。

厚生年金保険料は「労使折半」とされている（82条）。

ロ 厚生年金

第2号被保険者への給付には、前項で述べた基礎年金に加えて、老齢厚生年金、障害厚生年金及び障害手当金、遺族厚生年金がある（32条）。給付水準は、基礎年金と同様、物価・賃金等に応じて改定（スライド）されるが、厚生年金保険法上は国民年金のような「改定率」は存在せず、次に述べる「再評価率⁽²¹⁾」の改定を通じて行われている（43条以下）。

老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬額に給付乗率（5.481/1000）を掛け、さらに被保険者期間を掛けたものである。平均標準報酬額は、過去の標準報酬額を現在の価値にひき直すために、各期間の標準報酬に「再評価率」を乗じた額を用いて算出される（43条）。従って、老齢厚生年金は過去の所得に対し定率（標準報酬上限を超える部分については定額）の給付となる。65歳未満の配偶者又は18歳未満の子がいる場合には、加給年金が加算される（44条）。「25年要件」が10年に短縮されることは老齢基礎年金と同様である（年金機能強化法3条）。

障害厚生年金の障害要件は障害基礎年金より広く、3級の障害者にも支給される（47条2項）。計算の基礎となる被保険者期間が25年未満の場合は25年とみなされる（50条1項）。障害基礎年金と同様に、1級の額は2級、3級の額の1.25倍である（50条2項）。1級、2級の受給者

(21) 名目賃金上昇率に相応するものと考えてよいであろう。

なお、厚生年金と異なり、国民年金のスライドは保険料納付額とは無関係に単一の「改定率」（国民年金法27条）を乗ずるだけである。（従って、第1号被保険者においては、20歳から49歳までの30年間国民保険料を納付した者と同年生まれの30歳から59歳まで納付した者の老齢基礎年金の受給額は、納付した保険料総額が異なっても、同額になる。）この点は、国民年金保険料が名目賃金に応じて変動する何らかの実質的な「ベース」の部分と、厚生年金の保険料率と同様に変動する実質的な「保険料率」の積で構成されていると考えれば、整合的に理解できる。

に配偶者がいる場合加給年金が加算される（50条の2）が、18歳未満の子についての加算は障害基礎年金に対して行われるため、障害厚生年金にはない⁽²²⁾。障害手当金は、3級よりも軽度の障害に対して一時金として支給されるものである。その額は、2級、3級の障害厚生年金の2年分の額である（57条）。

遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者（＝現役世代）の死亡により支給される場合（いわゆる「短期要件」）と、老齢厚生年金の受給権者ないし25年要件を満たした者の死亡により支給される場合（「長期要件」）とがある（58条）⁽²³⁾。その額は、基本的に死亡した被保険者の老齢厚生年金額の4分の3である（60条）。短期要件においては被保険者の加入期間は25年未満であるが、遺族厚生年金の額は25年加入したとみなして計算され（同条1項1号）、長期要件の遺族厚生年金の額は実際の非保険者期間に応じて計算される。

短期要件の遺族厚生年金の支給範囲は遺族基礎年金より広く、配偶者、子のみならず父母、孫、祖父母であっても生計維持要件を満たす者は支給対象となるし、18歳未満の子のない配偶者にも支給される。但し、夫については妻の死亡時に55歳以上でなければ支給されず⁽²⁴⁾（59条）、夫の死亡時に30歳未満で子がない妻の遺族厚生年金の受給権は5年間で消滅する（63条1項5号イ）。一方で、夫の死亡時に40歳以上65歳未満の妻には「中高齢寡婦加算」（遺族基礎年金の4分の3の額）が加算される（62条）⁽²⁵⁾。

（3）第3号被保険者の拠出と給付

第3号被保険者、すなわち被用者の配偶者については、前述の通り国民

(22) 堀・前掲注(3)390頁参照。

(23) 25年要件は長期要件については存続する。年金機能強化法3条。

(24) 給要件が妻に有利なのは、妻が死亡しても一般に夫は就労又は自らの老齢厚生年金により生活できるから、とされる。堀・前掲注(3)442頁。

(25) 制度趣旨は、夫によって生計を維持されていた中高齢の妻は夫の死亡後に就労して生計を営むことが困難であるから、とされている。堀・前掲注(3)440頁。

年金の保険料は課されておらず、また被用者年金の保険料が配偶者の分上乗せされるわけでもない⁽²⁶⁾ので、現行の公的年金制度において第3号被保険者は無拠出である。

給付に関しては、基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）の給付のみであり、第1号被保険者のような独自給付の支給はない。もともと、第3号被保険者は第2号被保険者の配偶者であるから、（離婚していなければ）第2号被保険者の死亡によりその遺族年金の受給資格を得る。

2 公的年金における所得再分配

ここで、公的年金制度における所得再分配の構造について確認しておく。所得課税を論じる以上、公的年金における所得再分配は関心事項である。

(1) 世代間再分配

まず、現行の公的年金制度は賦課方式により運営されているから、人口変動に伴い必然的に世代間に所得再分配が生じる。単純に考えて、賦課方式では、

$$\text{一人当たり保険料負担} = \text{一人当たり年金支給額} \times \text{年金扶養比率}^{(27)}$$

という恒等式が成立し⁽²⁸⁾、高齢化が進行する過程では後世代は負担超過とならざるを得ない。

実際、平成15年度の内閣府『経済財政白書』⁽²⁹⁾は、厚生年金の生涯保険料負担と生涯受給額を世代ごとに比較するシミュレーション分析を行っており、後世代ほど負担が大きくなっている⁽³⁰⁾。

(26) 日本年金機構ホームページ（「年金用語集」の「第3号被保険者」の項）は「（第3号被保険者の）保険料は、配偶者が加入している厚生年金や共済組合が一括して負担しますので、個別に納める必要はありません」と説明する。

(27) 年金扶養比率は、受給権者数を被保険者数で割った数値。一人の引退世代を何人の現役世代で支えているかを表す。

(28) 小塩隆士『社会保障の経済学（第3版）』157頁（2005）参照。

(29) <http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je03/03.html>。

(30) 同白書第3-3-13図。

(2) 世代内再分配

また、被用者年金制度は、第2号・第3号被保険者間における世代内再分配の機能をも有している。

すなわち、第一に、前述のように第2号被保険者は所得比例の保険料を拠出し、定額の基礎年金と所得比例の厚生年金を受給するから、(財政均衡の条件下では⁽³¹⁾、) 同一世代の被保険者間で高所得者から低所得者への所得再分配が生じることになる。

第二に、基礎年金の支給に要する費用は、毎年、各年金保険者が加入者数に応じて負担する仕組みとなっているが、被用者年金の拠出額は第2号被保険者のみならずその配偶者である第3号被保険者も含めて計算される(国民年金法94条の3)。ところが第3号被保険者は何ら拠出しないのであるから、第3号被保険者が負担すべき基礎年金財源は第2号被保険者が代わって負担するので、結局、被用者年金の被保険者間で、単身世帯・共働き世帯から専業主婦世帯へと所得移転が生じることになる。

また、遺族厚生年金は引退後の世代においても支給されるので、これは実質的に配偶者に対する「長生き保険」として機能している。その保険事故(この場合は夫の死亡かつ妻の生存)の発生確率は高いから、遺族厚生年金の保険料はかなり大きな額となるはずだが、専業主婦世帯に対して厚生年金保険料が上乘せられてはいないから、当該保険料相当額について、やはり単身・共働き世帯から専業主婦世帯へと所得移転が生じている。

上記『経済財政白書』において単身世帯の負担超過が専業主婦世帯のそれより大きくなっているのは、これらの所得移転効果によるものである⁽³²⁾。

(31) 人口増加の恩恵を受ける世代では、所得比例年金について上述の世代間再分配による恩恵が高所得者ほど大きくなるという逆進的な再分配が生じるため、累進的な世代内再分配の効果を打ち消し、これを上回る可能性があった。内閣府・前掲注(29)、第3章第3節3参照。小塩前掲注(28)105頁もこれを指摘する。少子・高齢化の進展する当面の将来において、そのような事態が生じる可能性はない。

(32) 公的年金における専業主婦世帯の有利性について、八田達夫＝木村陽子「公的年金は、専業主婦世帯を優遇している」季刊・社会保障研究 Vol. 29, No. 3, 210頁(1993)。

なお、これらの世代内再分配は第2号・第3号被保険者間に生じているものであって、第1号被保険者との間には世代内再分配はない⁽³³⁾。

第2節 企業年金

企業年金は企業が退職した従業員に定期的に給付を行う制度であり、我が国の企業年金制度は、そのほとんどが退職金制度から切り替えられたものである⁽³⁴⁾。その経済的な性質は、給与の後払いに他ならない。

これは当該企業と退職者の契約関係に基づく制度であるから、その内容は企業により千差万別となるが、以下にみるように一定の基準を満たした制度には税制優遇が与えられるので、そうした基準を満たすように設計されることが多い。(もっとも、税制優遇適用外のいわゆる「自社年金」も多数存在する。)

また、退職金制度を淵源とすることから、受給に際し退職者が一時金(退職金)と年金とを選択できるものが多い。しかしながら、この選択可能性は税制にとって中立的対応が甚だ困難なものであって、退職者において税制上の有利性を勘案して一時金と年金が選択されている実態があると指摘されている⁽³⁵⁾。

1 適格退職年金

旧来一時金として支給されていた退職金から企業年金への転換の嚆矢となったのが、昭和37年に創設された適格年金制度である。これは、法人税法に規定する要件を満たし国税庁長官の承認を受けた適格退職年金契約により実施されるもので、事業主の負担する掛金の損金算入等を認めたものであった。

掛金につき事業主負担を原則(加入者も任意で拠出が可能)とする点は、

(33) 基礎年金の2分の1は国庫負担となっているから、その部分は第1号被保険者間でも世代内再分配が行われているが、これは税による再分配と考えるべきだろう。

(34) 久保知行『わかりやすい企業年金〔第2版〕』18頁(日本経済新聞社、2009)。

(35) 鳴島安雄「年金制度の現状と今後の課税のあり方について」税大ジャーナル12号85頁(2009)、
http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/backnumber/journal/12/pdf/12_06.pdf。

まさに退職金制度の名残であろう。運用主体は信託銀行・生命保険会社である。有期年金・終身年金のいずれであっても構わないが、有期年金の方が多い。制度創設の背景には、終戦後大量採用された従業員の退職時期が迫る中で、退職金支払負担を平準化したいという経営側の思惑があったようである⁽³⁶⁾。

後述する確定給付企業年金制度の創設に伴い、平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止された⁽³⁷⁾。

2 厚生年金基金

続いて、昭和 40 年には厚生年金基金制度が創設された（実施は昭和 41 年から）。厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行給付）とともに、各企業の実情に応じ上乘せ支給を行うことで、従業員に対しより手厚い老後保障を行うことを目的とするものとされている。

この制度は、名の示す通り「厚生年金（二階部分）の拡充」という政策の流れの中で創設されたものである。すなわち、当時厚生年金の保険料率は引上げの途上にあり、これは企業負担の増大をもたらすことから、経営側が老後保障という点で役割の重複する公的年金と企業年金の「調整」を求め、最終的に「代行方式」が導入された、という経緯である⁽³⁸⁾。

厚生年金基金は、厚生年金保険法第 9 章に基づき、厚生労働大臣の認可を得て設立される。単独型は 500 人以上を要件とするため大企業中心であるが、中小企業は同業者が共同で総合型の基金（3000 人以上）を設立することができる。掛金は原則労使折半であるが、加算部分については事業主が負担している場合が多い。給付は原則として終身年金である。死亡給付・障害給付を

(36) 増井良啓「退職年金等積立金の課税」日税研論集第 37 号 214 頁（1997）。同稿は適格退職年金及び厚生年金基金の創設時の政治力学について、関連するアクター（労使、金融業界、厚生省及び大蔵省）の動向を各種資料を丹念に追って分析しており、大変参考になる。

(37) 事業主のいない閉鎖型（加入者が存在せず受給者のみの年金）の適格退職年金については、税制優遇措置が継続適用される。

(38) 増井・前掲注(36)246 頁以下。

定めることもできる。

3 確定給付企業年金

適格退職年金と厚生年金基金を軸とする企業年金の仕組みは 40 年ほど続いたが、2001 年に確定給付企業年金法と確定拠出年金法が成立し、企業年金は新たな時代に入った。

確定給付企業年金法は、当初は「企業年金基本法」として適格退職年金と厚生年金基金の共通事項を規定する枠組みとして構想されていたが、最終的にはこれらの制度の受け皿の位置づけを持つ新たな制度を創設することとなった⁽³⁹⁾。

すなわち、確定給付企業年金には、企業と別法人である基金を有する基金型と、労使規約により成立する規約型があり⁽⁴⁰⁾、両者からの移行がしやすくなっている。厚生年金基金は、代行部分を返上し、加算部分をそのまま確定給付企業年金の基金として継続することができる（従来は、代行部分を返上するためには加算部分も含め解散するほかなかった）し、適格退職年金は規約変更等により運用機関との関係を解消せず確定給付企業年金に移行できる。

また、適格退職年金・厚生年金基金では積立不足への対応が十分でなかったが、確定給付企業年金においては一定期間内に積立不足を解消するよう拠出が義務付けられ、当該追加拠出の損金算入も明確となった。

4 確定拠出年金

一方、確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定されるものである。他の企業年金と排他的ではなく、企業年金に上乘せする制度設計も可能であるが、上乘せの場合とそうでない場合で拠出限度額が異なっている。企業が拠出する企業型と、加入者が拠出する個人型がある。

(39) 久保・前掲注(34)46頁。

(40) 基金および規約は、それぞれ厚生労働大臣の認可ないし承認が必要。

給付建て年金制度については 2001 年に導入された退職給付会計により時価評価が必要となったが、拠出建てのこの制度においてはその必要がなく、企業においては投資リスクを抑制できるメリットがある。また、資産を個人ごとに区分することで年金資産のポータビリティを確保し、雇用の流動化・多様化に対応するものとなっている。

反面、懲戒規定を設けることができないので「給与の後払い」の側面は弱まり、経済的な性質は貯蓄商品に近い。

第 3 節 補完的な制度

以上が我が国の年金制度の骨格であるが、この他に以下のような補完的な制度が設けられている。

1 国民年金基金・農業者年金基金

国民年金基金⁽⁴¹⁾は、第 1 号被保険者の老後の所得保障強化のために平成 3 年に創設された任意加入の年金制度であり、国民年金法 115 条以下に規定されている。保険者は各都道府県に設立された地域型基金及び 25 の職種について設立された職能型基金であり、第 1 号被保険者はそのいずれかに加入できる (127 条)。制度目的が二階部分相当の年金制度を自営業者等にも参加可能とすることであるから、年金体系においては二階に位置づけることが妥当であろう。もっとも、被用者年金とは異なり所得再分配機能を有しない。

掛金の額は選択した給付の型、加入口数、加入時年齢により定められており (月額 68,000 円が上限)、給付額は一口あたりで定められている (確定給付型) ので、つまりこれは、生涯にわたり金利の固定された超長期の金融商品に等しい。給付には、老齢年金と遺族一時金があり、一口目は終身年金であるが、二口目以降は有期年金も選択できる。加入資格を喪失した場合 (第

(41) 国民年金基金ホームページ (<http://www.npfa.or.jp/>) を参照した。

2号被保険者になったとき等)、喪失時に清算的な一時金の支給は無く、将来、掛金を納めた期間に応じた年金が支給される。

農業者年金基金は、農業従事者を対象とした確定拠出型の年金制度である(独立行政法人農業者年金基金法)⁽⁴²⁾。農業者年金の被保険者は国民年金基金には加入できないので(国民年金法127条)、農業従事者にとって両制度は択一的である。なお、経営合理化を図る認定農業者等に対し、保険料の国庫補助制度がある(48条)。

2 中小企業退職金共済・特定退職金共済

企業年金の補完的な制度として、中小企業退職金共済(中退共)・特定退職金共済(特退共)があり、いずれも政策目的は中小企業の退職金制度への支援であるが、給付は分割払い(年金払い)が可能となっている。退職金制度の補完という位置づけからすれば、三階相当の制度である。

中退共は中小企業退職金共済法に基づき、勤労者退職金共済機構が運営する。特退共は商工会議所等が行う共済事業で、所得税施行令の要件を備え税務署長の承認を受けたものである。両者の特徴は、制度の定型性とそれに伴う簡便性であろう。掛金はいずれも事業主が負担する。

3 小規模企業共済

小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主及び会社等の役員が事業を廃止または役員を退任した場合に共済金が支払われるものである。「経営者の退職金制度」と謳われているので三階相当の制度といえよう。但し、拠出者＝受給者なのでその実質は貯蓄商品に近い。運営は中小企業基盤整備機構が行い、共済金は一時払いが原則だが、分割払いも可能である。

(42) 独立行政法人農業者年金基金ホームページ参照 (<http://www.nounen.go.jp/>)。

第4節 年金税制の概要

次に、現行の年金税制の概要をみる。【図表1】に示したように年金税制は複雑だが、その根本には年金制度自体の複雑さがあり、それに対応するために年金税制も複雑化している、という面がある。

【図表1】年金課税の概要

区分	拠出時		給付時		積立金に対する1%課税 (※1)
	事業主負担	本人負担	年金払い		
			公的年金 等控除	所得計算	
国民年金	—	社会保険料控除	有	(給付額－公的年金等控除)	—
厚生年金	給与とされない事業主の損金に算入				
国民年金基金	—				
厚生年金基金	給与とされない事業主の損金に算入	生命保険料控除(一般)	有	(給付額－本人負担の掛金総額－公的年金等控除)	退職所得 (給付額－退職所得控除)×1/2
適格退職年金 (※2)					課税
確定給付企業年金					
確定拠出年金	企業型	小規模企業共済等掛金控除	有	(給付額－公的年金等控除)	—
個人型	—				
小規模企業共済	—	—	無	(給付額－本人負担の掛金総額)	ETT
中退共・特退共	給与とされない事業主の損金に算入	—	—	(給付額－退職所得控除)×1/2	— EET
個人年金保険	—	生命保険料控除(個人年金)	無	(給付額－本人負担の掛金総額)	— TT'E

※1：平成11年4月より停止中（26年3月まで）。

※2：閉鎖型で事業主が存在しないもの等について、上記措置を継続適用。

※3：努力目標水準以下の積立金は非課税。

※4：本人負担部分に対応する積立金は非課税（TT'E型）。

1 抛出時

(1) 本人負担分

公的年金制度について被保険者が支払った保険料ないし掛金は、全額が社会保険料控除の対象となる(所得税法 74 条 2 項)。社会保険料控除は「自己と生計を一にする配偶者その他の親族」が負担すべきものも含むので、配偶者や二十歳以上の子の保険料を支払った場合も控除対象である。

企業年金に関しては、まず、厚生年金基金の掛金がやはり社会保険料控除の適用対象である(同項 7 号)。この掛金は代行部分すなわち厚生年金本体の保険料相当額と、厚生年金基金独自の上乗せ部分の両方を含む。確定給付企業年金への抛出は原則事業者負担だが、加入者が掛金の一部を負担することができ、当該加入者負担分は生命保険料控除の対象となる(所得税法 76 条 5 項 4 号)が、社会保険料控除の適用はない⁽⁴³⁾。

補完的諸制度の抛出も控除される。まず、国民年金基金・農業者年金基金の掛金は社会保険料控除の対象である(所得税法 74 条 2 項五号六号)。小規模企業共済の掛金は小規模企業共済等掛金控除(所得税法 75 条)が適用され、全額所得控除される⁽⁴⁴⁾。また、確定拠出年金の加入者掛金も同控除の対象である。

(2) 事業主負担分

厚生年金にせよ企業年金にせよ、保険料・掛金の事業主負担分は事業上の経費であり、損金ないし必要経費として所得計算上控除されることに問題はない。厚生年金及び厚生年金基金については法人税基本通達 9-3-2 が損金算入を認め、その他の企業年金については法人税法施行令 135 条が損金算入を、所得税法施行令 64 条 2 項が必要経費算入を認めている。

(43) 生命保険料控除には上限があり全額控除ではないので、理論的な課税型の枠組みにおいては、当該加入者負担分は抛出時課税(生命保険料控除は促進政策としての優遇措置)に位置づけられる(第 2 章参照)。

(44) 小規模企業共済は、かつては民間の生命保険と同様のものとして生命保険料控除の対象であったが、昭和 42 年の制度改正に伴い社会保険的な色彩が濃いものとなったことで、小規模企業共済掛金控除が創設された。武昌昌輔監修『コンメンタール所得税法』4716 頁(第一法規)。

問題は、これら事業主負担は理論上所得税法 36 条の「その他経済的利益」（フリンジ・ベネフィット）に該当し、本人の給与所得として課税対象となるのではないかと、という点である⁽⁴⁵⁾。厚生年金基金を除く企業年金（中退共・特退協も同様）については、所得税法施行令 64 条が当該事業主負担を給与所得に含まない旨明示する（不適格の退職年金契約等に基づく掛金は給与所得に含まれる。同 65 条）。一方、厚生年金及び厚生年金基金については明文上の規定はないのだが、実務上同様に解されている⁽⁴⁶⁾。

2 運用時

運用時の課税については、企業年金に関し、退職年金等積立金に対する法人税、いわゆる「特別法人税」が課されている（法人税法 8 条、83 条以下）。公的年金及び補完的諸制度に関しては、運用時課税は行われない。

特別法人税の実質的意義は運用益課税にあるから⁽⁴⁷⁾、本来はフロー（基金の運用益）を課税標準とすべきであろうが、特別法人税は積立金（ストック）を課税標準とし、これに税率 1 % をかけた額を税額としている。

税率の算出根拠は、

給与所得者の平均限界税率×利子税率

という算式で説明されており⁽⁴⁸⁾、これからも特別法人税の趣旨が運用益課税にあることが理解される。もっとも、所得税率の変更や金利変動にも関わらずこの税率が創設以降一度しか変更されていない点は批判されている。なお、平成 11 年度以降、超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、特別法人税は課税停止中である（租税特別措置法 68 条の 4）。

課税標準たる積立金の額の計算において、厚生年金基金に関しては、「努力

(45) 金子宏『租税法〔第 18 版〕』216 頁（弘文堂、2013）。

(46) 植松守雄「所得税法の諸問題（第 95 回）」税経通信 49 巻 10 号 50 頁（1994）。

(47) 増井良啓「退職年金等積立金に対する法人税の立法趣旨をめぐって」季刊・社会保障研究第 34 巻 2 号 195 頁以下（1998）。

(48) 創設時の説明では、（給与所得者の平均上積税率）×（個人住民税込）×（利子率）×（法人住民税との配分）=1.2%、という算式で税率を算出している。武田昌輔監修『コンメンタール法人税法』4769 の 21 頁（第一法規）。

目標水準」を越える部分のみとされている。これは、努力目標水準までの運用益課税を非課税とすることに他ならないが、多くの基金はこの水準以下のため、実際に積立金課税が発生することは少ない状況にあった⁽⁴⁹⁾。

また、適格退職年金及び確定給付企業年金に関しては、本人拠出に対応する部分が積立金の計算上控除される（法人税法 84 条 2 項）。これは、適格退職年金及び確定給付企業年金の本人拠出に所得控除の適用が無いことと対応している⁽⁵⁰⁾。

3 給付時

公的年金給付に対しては各年金法が公租公課を禁止するが、老齢年金はこの限りでない、とされている（国民年金法 25 条、厚生年金保険法 41 条 2 項）。つまり、障害年金・遺族年金は非課税であり、老齢年金のみが所得税法の対象となる。

また、企業年金についても、障害年金は所得税法施行令 30 条により非課税であり、遺族年金は所得税法 9 条 1 項三号ロにより非課税である⁽⁵¹⁾（但し、遺族年金の受給権はみなし相続財産として相続課税される。相続税法 3 条 1 項二、同施行令 1 条の 3）。

以下、老齢年金についてみていく。

(49) 課税停止前の状況なのでやや古いが、吉牟田勲「年金課税の現状と問題点—年金制度改革と課税のあり方」租税研究第 591 号 41 頁（1999）によれば、「そういう課税部分は厚生年金基金はわずかで、1,000 くらいあるうち 70 くらいの厚生年金基金、だから 900 いくらの厚生年金基金は課税にならないわけです。」

(50) 武田・前掲注(48)4791 頁は、厚生年金基金との違いについて、「厚生年金基金の場合は、厚生年金基金努力目標給付水準を超えた契約の場合には、厚生年金努力目標厚生年金基金努力目標給付水準超部分の掛金は全額事業主負担掛金とすることとされているので、適格退職年金契約の退職年金等積立金額の計算の場合のように、従業員負担掛金を控除する必要はないのである」と説明する。

しかし、このような見方は正しくない。厚生年金基金の本人拠出には社会保険料控除が適用され、確定給付企業年金の本人拠出には控除がない、という課税型の違い（厚生年金基金は E T T 型、確定給付企業年金本人負担部分は T T' E 型）によるものと理解すべきである。第 2 章第 6 節参照。

(51) 注解所得税法研究会編『注解所得税法〔五訂版〕』876 頁（大蔵財務協会、2011）。

(1) 所得区分

現行所得税法において、公的年金及び企業年金は雑所得とされている。歴史を辿ると、旧くは法解釈上雑所得とされていたところ、昭和 32 年改正において「みなし給与」として給与所得に区分され、さらに昭和 62 年改正において「公的年金等に係る雑所得」として所得税法 35 条 2 項 1 号に明定されるに至っている（【図表 2】）。その所得計算方式は、収入金額から「公的年金等控除」を控除して求めることになっており、「収入金額から必要経費を控除する」という通常の雑所得の所得計算方式とは異なっている。

【図表 2】年金の所得区分等の変遷

	所得区分	所得計算上の控除		所得控除
			65 歳以上	
～S32	雑所得			S26～ 老年者控除
S32～	給与所得 みなし給与所得 (改正前法 29)	給与所得控除 (勤労所得控除 T2～)	S48～ 老年者年金特別控除 (S62 改正前措法 29 の 4) +60 万円、S50～+78 万円	
S62～	雑所得 公的年金等 (法 35②一)	公的年金等控除 (法 35④)	最低控除額の上乗せ +70 万円(本法)	
			H16 ～ +50 万円(措法 41 の 15 の 3)	老年者控除廃止 (旧法 80)

昭和 32 年改正以前においては、年金の所得区分についてこのような明文規定はなかったが、各種社会保険・共済制度に基づく年金は、その支払者が元の使用者ではなく社会保険支払機関や共済組合であることから、給与所得ではなく雑所得として解されていた⁽⁵²⁾。ところが、雑所得の計算上、受給者がかつて拠出した掛金は「必要経費」に該当すると解さざるを得ず、一方で当該掛金は拠出時に既に社会保険料控除を受けていることから、結果的に二重控除になるという問題が生じていた。他方で、当時恩給が給与所得とされ給与所得控除が適用されていたこととの公平性の問題も指摘されていた。

そうした中で、昭和 31 年に成立した公共企業体職員等共済組合法により、従来恩給を受けていた者（国鉄、専売、電電公社退職者）が共済組合から年金を受給する制度に変更されたことを機に、昭和 32 年改正により、これら各種年金は「みなし給与」として給与所得に区分することとなった（改正前所得税法 29 条）。これら諸制度の経済的性質が「給与の後払い」と考えられることが給与所得とみなすことの根拠であったが、その後、国民年金・農業者年金、中退共・特退共など、給与とは考えにくいものも同様に「みなし給与」とされた。

ところで、給与所得には給与所得控除が適用されるが、公的年金・企業年金にまで給与所得控除を適用することには理論的に問題がある。なぜなら、給与所得控除の意義として、①勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに、②勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して他の所得との負担の調整を図る、といった点が挙げられるが、年金収入はこれらに該当しないからである⁽⁵³⁾。

そうした指摘を踏まえ、昭和 62 年改正において、これら公的年金・企業年金は雑所得として課税されることになった。但し、雑所得とはいっても「公的年金等に係る雑所得」と公的年金等以外の雑所得は明確に区分され

(52) 以下、注解所得税法研究会編・前掲注(51)855頁以下を参照した。

(53) 税制調査会昭和 61 年 10 月「税制の抜本的見直しについての答申」42 頁。

ており（所得税法 35 条 2 項）、その所得計算方式も異なっていて、実質的にこれは独立した所得区分に近い。

公的年金等に係る雑所得は収入金額から公的年金等控除額を控除して計算される（同項 1 号）。必要経費を控除しない計算式となったので、昭和 32 年改正前のような二重控除が生じることはなくなった。

（2）公的年金等控除

公的年金等控除は、年金が経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするために給付されること等を考慮して、他の所得との間の「負担調整措置」として設けられたものである⁽⁵⁴⁾。

公的年金等控除の額は定額控除と定率控除の合計額であり、最低控除額が別途定められている（35 条 4 項）。垂直的公平の観点からは、収入金額の増加に伴い控除率が逡減するべきであり、定額控除と定率控除の組み合わせによれば自然とそうなるが、最低控除額の存在により途中限界控除率がゼロとなる部分が生じている。この仕組みは制度創設当初から続けられているのであるが、いささか不合理な感は否めない（【図表 3】）。

【図表 3】公的年金等控除の限界控除率

	公的年金等の収入金額	限界控除率
65 歳未満 (65 歳以上)	70 万円以下 (120 万円以下)	100%
	120 万円超 330 万円未満 (70 万円超 130 万円未満)	0%
	330 万円以上 410 万円未満 (130 万円以上 410 万円未満)	25%
	410 万円以上 770 万円未満 (〃)	15%
	770 万円以上 (〃)	5%

定率控除の額は昭和 62 年改正時から変わっていない。定額控除の額は、当初 80 万円（65 歳未満は 40 万円）であったところ、平成 2 年改正で 100

(54) 国税庁「昭和 62 年改正税法のすべて」44 頁。

万円（同 50 万円）に上げられ、平成 16 年改正⁽⁵⁵⁾で年齢による区別を廃し 50 万円に統一された。また、最低控除額は同様に、120 万円（65 歳未満は 60 万円）、140 万円（同 70 万円）、70 万円（租税特別措置法 41 条 15 の 2 により 65 歳以上は 120 万円）と推移している。

(55) 平成 16 年改正においては、世代間及び高齢者間の公平を図る観点から、老年者控除（旧 80 条）が廃止されるとともに、公的年金等控除の 65 歳以上の者に対する上乗せ措置が廃止された。

第2章 所得課税理論からの検討

本章では、経済理論的な観点から年金課税の在り方について検討する。

年金の経済的な性質としては、第一に、年金は若年期の「貯蓄」を老年期に取り崩すもの、という側面がある。企業年金の確定年金（有期年金で支払期間と保証期間が一致するもの）などは、貯蓄の性質が強い。第二に、年金は老年期の生活の糧を保障する「保険」の性質がある。高齢期の生存を保険事故とする保険、いわゆる「長生き保険」である。掛け捨ての終身年金はまさに長生き保険であり、公的年金の主な機能は保険機能であると言える。第三に、特に公的年金においては、制度上「所得再分配」が組み込まれている。これは第1章第1節2で説明した。

このように、年金制度においては複数の経済的機能が重層的に結びついている。年金課税の在り方を考えるには、まず、こうした機能ごとに、それぞれに対する課税の在り方を検討することが第一歩である。そこで、以下本章では、各経済的機能に対する課税の在り方を個別に検討し、後にそれらを統合して考察することとする。

なお、本章では老齢年金を念頭に述べる。（障害年金・遺族年金も基本的な考え方は変わらない。）

第1節 「貯蓄」としての年金

1 貯蓄に関する課税理論

年金を貯蓄として捉えると、拠出金／掛金が元本、給付金が元利金の払戻しに相当する。近時の税制研究においては、拠出時・運用時・給付時の課税（非控除）／非課税（控除）により貯蓄税制の型を分類し、課税・非控除をT (Taxed)、非課税・控除をE (Exempted)と略記して、それぞれをTTE型、

E E T型、などと呼ぶのが通例なので、本稿もそれに倣う⁽⁵⁶⁾。包括的所得税はT T E型、支出税はE E T型に相当する。

主な貯蓄税制の型について、その経済効果を具体的に示したのが【図表4】である⁽⁵⁷⁾。課税前の元本P (Principal)をn年間運用したときの、課税後手取額の推移を示してある。所得税率tは均一かつ一定、金利rも一定としている。貯蓄税制の議論でよく用いられているダイアグラムであるが、簡単に説明すると、包括的所得税においては、元本として拠出するPは所得課税されるので実質的な拠出額は $(1-t)P$ であり、税引後利回り $(1-t)r$ で複利運用され、給付時には課税されず、最終的な受取は $(1-t)P\{1+r(1-t)\}^n$ となる。支出税においては、元本は課税されず、運用益非課税なので税引後利回りはrとなり、給付時に元利全体が課税され、最終的な受取は $(1-t)P\{1+r\}^n$ となる。労働所得税率と資本所得税率を別にしたり、金利を可変としても、通時的に税率の変更がなければ基本的な議論は変わらない。簡単な数値例を併記した。

こうした分析から得られる重要な結論は、T T E型とE T T型、及びE E T型とT E E型は、経済的効果の観点からみればそれぞれ等価である、ということである。前二者は包括的所得税タイプ、後二者は資本所得非課税（支出税）タイプとなる。このように、拠出時／給付時の課税／非課税は可換であって、両タイプを分かつのは運用益課税の有無のみであることが理解される。

この可換性は「均一税率」という現実にはあり得ない仮定に依存しており、実際の所得税制の税率構造は累進的なので、課税時点を拠出時から給付時にシフトすれば当該所得への適用税率は多くの場合低下する。しかし、それが

(56) T/Eの意味するところは、拠出時についてはその拠出額を課税所得から控除するか／しないか、運用時については各期の運用益（純資産増加分）を課税所得とするか／しないか、給付時については給付金の全体（拠出相当額は控除しない）を課税所得とするか／しないか、ということであり、それぞれ少しずつ異なっている点に注意しなければならない。

(57) 藤田晴『所得税の基礎理論』247-8頁（中央経済者、1992）など参照。

望ましいかどうかはまた別の論点であって、少なくとも課税ベースの視点からは、「拠出時ないし給付時のいずれかで課税する必要がある、また、いずれかで課税すれば十分である」ということである。(逆に、拠出時・給付時ともに課税するならば(T-T型)、給付金相当の所得への二重課税となり、ともに非課税とするならば(E-E型)、元本部分が所得税の課税ベースから脱漏する。いずれも、所得課税の理論からみて妥当でない。)

2 実現時課税(課税繰延)

もっとも、所得課税において運用益の逐次課税は難しく、実現時(給付時)課税を行う場合が多い。この場合、純資産増加説の定式により「給付金マイナス保険料」が所得として認識されるが、逐次課税の場合に比べ課税額は小さくなり、課税繰延益が生じる(【図表4】最下段に、実現時課税のダイアグラムを示した)。

「TTE型+課税繰延」という趣旨で、本稿はこれを「TTE型」と呼ぶことにする。現行所得税法において、私的年金にはTTE型が採用されている(掛金に生命保険料控除が適用されるが、掛金の全額が控除される訳ではないので、拠出時は「T」として理解される。生命保険料控除は促進的な優遇措置として位置づけられよう)。

【図表 4】年金課税方式による経済的効果の差異

(数値例)元本 $P=100$ 、所得税率 $t=0.2$ 、金利 $r=0.05$ 、満期 $n=10$

	拋出時	1年後	10年後	
課税なし	100 P	105 $P(1+r)$	163 $P(1+r)^n$	
TTE 包括的所得税	100 ↓ P			
	80 $(1-t)P$	83 $(1-t)P(1+r)$	118 $(1-t)P(1+r)^n$	} TTE≡ETT
ETT	100 P	104 $P(1+r(1-t))$	148 ↓ $P(1+r(1-t))^n$	
			118 $(1-t)P(1+r)^n$	
EET 支出税	100 P	105 $P(1+r)$	163 ↓ $P(1+r)^n$	} EET≡TEE
			130 $(1-t)P(1+r)^n$	
TEE	100 ↓ P			
	80 $(1-t)P$	84 $(1-t)P(1+r)$	130 $(1-t)P(1+r)^n$	
TT'E 実現時課税	100 ↓ P			
	80 $(1-t)P$	84 $(1-t)P(1+r)$	130 ↓ $(1-t)P(1+r)^n$	
			120 $(1-t)P\{(1+r)^n(1-t)+t\}$	課税繰延益

第2節 「保険」としての年金

年金を保険として捉えると、拠出金／掛金が保険料、給付金が保険金に相当する。通常の生命保険とは異なり、給付期間における生存を保険事故とする保険である。

保険取引については期待効用理論により説明されるのが通例であり、課税の在り方もこれに沿って考えるのが妥当だろう⁽⁵⁸⁾。すなわち、保険はリスク回避的な経済主体が不確実性を確実性に置き換えることで効用を得る取引である。一般論としてのその考え方を簡単に述べておく。

1 一般論としての保険への課税

(1) 保険取引に対する中立性

【図表5】において、発生確率 p のリスクの下で、リスクが発生しなかったときの資産額を A 、リスクが発生したときの資産額を B とする（損害額は $A - B$ ）と、資産額の期待値は線分 AB を $p : 1 - p$ に分割する点 C となる（リスクによる損害の期待値は $A - C$ である）。一方、 A に対応する効用を a 、 B に対応する効用を b とすると、効用の期待値は線分 ab を $p : 1 - p$ に分割する点 d となり、 d の効用を得るために保有すべき資産額は D （「確実性等価」という）となる。リスク回避的な経済主体の効用関数は上に凸なので必ず $C > D$ となるから、 E を線分 CD 間の点として、「保険料 $A - E$ 、保険金 $A - B$ 」という保険契約があれば、これを締結することで当該経済主体の期待効用は d から e に増加する。

保険者（保険引受人）についてはリスク中立的であることが仮定され、保険者は $\{(A - C) + \text{諸費用}\}$ 以上の保険料であればこれを引き受ける。ここでいう諸費用は、人件費、物品費、流動性維持のための金融費用等、保

(58) 期待効用理論に対しては、行動経済学からの問題提起がある。租税法における行動経済学の適用可能性について、神山弘行「租税法と『法の経済分析』—行動経済学による新たな理解の可能性」金子宏編『租税法の発展』315頁以下（有斐閣、2010）。

険事業を営むための全ての費用である。諸費用を図のC-Fとすれば、点Eの位置は線分DFの間に決定され（DF間のどこに決定されるかは契約者間の交渉力による）、F-Eが生産者余剰、E-Cが消費者余剰となる（均衡において余剰は消滅するので、限界的には $D=E=F$ となる）⁽⁵⁹⁾。

保険取引に関し所得課税が中立的であるためには、

[1] 保険料の所得控除を認めず、保険金を非課税とする

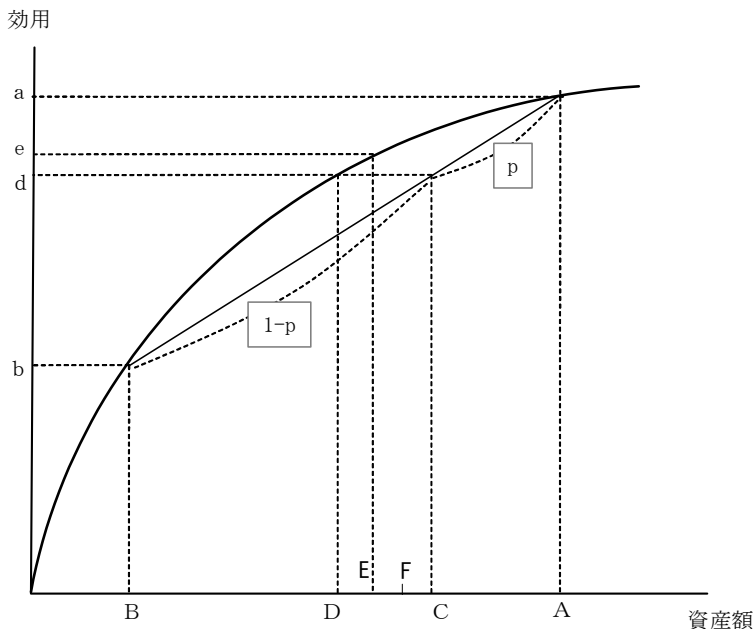
[2] 保険料の所得控除を認め、保険金を課税とする

のいずれかであればよい。[1]の場合は保険取引に所得税が関与しないのだから、その中立性は自明である。[2]については、この税制の下で損害をカバーするには保険金額を増額する必要が生ずるが、保険料の所得控除があるため実質的な保険料負担は変化せず、やはり中立的である⁽⁶⁰⁾。

(59) この保険取引による総生産は $C-E$ である。ここから資本減耗を差し引いたものが純生産＝所得となり、生産要素ごとに労働所得と資本所得に分解される。このように、保険取引において所得は引受人側に発生するのであって（契約者配当を除く）、保険金受取人における純資産増加すなわち $E-B$ （保険金マイナス保険料）は経済理論的には所得ではない。

(60) 保険者のリスク中立性により、保険料／保険金の比率が一定であることを指定している。拙稿「資産に加えられた損害に対する損害賠償金等を巡る所得税法上の諸問題—『法と経済学』の視点から—」税大論叢 69号 30-33頁（2011）、<http://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/69/01/index.htm>。

【図表5】期待効用理論による保険取引モデル



(2) 時間的価値（運用益）への課税

留意すべきは、以上の分析が、保険料支払と保険金受取に時間差がないことを前提としている点である。すなわち、ある時点で保険事故の成否を判断し、その時点で保険料・保険金が同時に支払われるような状況が想定されているのである。現実の保険契約では先に保険料が支払われるので、保険引受人において保険料の運用益が生じる。これを考慮すれば、上記の説明に照らすと、保険料は $A - E$ を運用利回りで割り引いたものとなる。前記[1]の取扱いは勿論、[2]の取扱いにおいても当該運用益は課税されない。

これを課税するにはどうすべきか。ここで、実現時課税（T T'E型）を採用すると、保険取引に対し非中立的になってしまう。運用益ではない被保険者間の移転に課税されてしまうからである。

簡単な数値例で説明する⁽⁶¹⁾。保険事故発生確率を 0.1、保険金額を 110 とする。取引費用を捨象し、時間差が無い場合を考えれば、保険料は 11 である。被保険者十人が各々 11 を拠出して、その内事故が発生した一人が保険金 110 を受け取る、という保険の仕組みである。ここで、保険料払込と保険金保険に時間差があつて運用益が 10% 生じるならば、保険料は 10 で済む。十人が 10 ずつ拠出した保険料の合計が 100、これを運用して 110 となり、事故のあった一人が 110 を受け取る。

この保険金に実現時課税すなわち T T' E 型を適用すると、110 マイナス 10 イコール 100 が課税所得として計算される。しかし、この場合に本来課税すべき所得(運用益)は 10 であり、90 は被保険者間の移転に過ぎない。移転にも課税することは T-T 型の二重課税であり、保険取引を抑制する。従って、保険取引に純資産増加説を適用することは、経済理論的には不適切である⁽⁶²⁾。

適切に課税するには、運用益に対し毎年所得課税し、前記[1]ないし[2]の取扱いと組み合わせることが望ましい。しかし、運用益の具体的計算方法、保険者が海外法人である場合の対応など、一般の保険取引に対し運用益課税を行うには、立法上も執行上も検討すべき課題が多いだろう。

2 保険としての年金への課税

(1) 保険としての年金

さて、以上の枠組みを「長生き保険」としての年金(老齢年金)に適用するとどうなるか。上の例は損害保険を念頭においたものなので、老齢年

(61) 中里実『金融取引と課税』86-87 頁(有斐閣、1998)の設例に倣った。ただし、同設例は E E T 型を前提に説明しており、本稿とは文脈が若干異なる。

(62) 現行の生命保険税制は T T' E 型であるが、以下の措置によりそうした抑制効果はおそらく解消されている。第一に、生命保険料控除適用の範囲内では E-E 型となるので二重控除のメリットがある。第二に、死亡保険金については法定相続人一人当たり 500 万円の非課税枠がある(相続税法 12 条 1 項五号)。

なお、事業に関する保険については E E T 型(本文[2]の取扱い)であり、運用益非課税となっている。

金では発想を逆にしなければならないが、基本は同じである。老齢期の所得Bは稼得能力が低下するので生活に必要な資金Aに足りず、これをカバーするために年金という保険を購入する。保険料A-Eは現役時代に拠出するのであり、現役時の効用低下と老齢期の効用増加を交換していることになる。

前章でみたように、老齢年金の給付額はそれぞれ480月を満額として、国民年金は保険料納付済期間に応じて（国民年金法27条）、厚生年金の給付額は被保険者期間に応じて算出される（厚生年金保険法43条）ので、各月の拠出は将来の年金額の480分の1に対応する保険料とみなすことができる。

一方、障害年金・遺族年金は、通常の損害保険の枠組みで理解できる。それぞれ本人の障害／世帯の稼得主の死亡を保険事故とする所得保障保険である⁽⁶³⁾。そうした死亡保険の保険料が、「長生き保険」（としての老齢年金）の保険料と一括して、各月に拠出する保険料に含まれていると理解される。

（2）課税

課税面においては、前記[1]ないし[2]の取扱いとすれば課税の中立性が維持されるのであるが、[1]の取扱いはすなわち貯蓄課税におけるT-E型の取扱いと同じである。また、[2]の取扱いはE-T型と同じであり、「E-T型とT-E型は可換である」という貯蓄課税の命題は、保険取引にも当てはまることが分かる。

そして、年金に関しては拠出時と給付時に明らかに大きな時間差があるので、その運用益課税をどうするのか、という問題がより重要になる。運用益課税（TTE型ないしETT型）を行うのが所得課税の原則に忠実な方式であり、運用益非課税（EET型ないしTEE型）ならば前払い保険料から生ずる資本所得を非課税とすることになる。

(63) 長期要件の遺族厚生年金は夫死亡後の妻の老齢保障という側面が強く、老齢年金は夫婦単位での保険とみた方が実態に近いかも知れない。

また、拠出時・給付時ともに課税する（T-T型）ならば給付金相当の所得への二重課税となり、ともに非課税とする（E-E型）ならば元本部分が所得税の課税ベースから脱漏する。

こうした結論は、前節における貯蓄としての年金課税の場合と全く同じである。つまり、「年金を貯蓄と考えるか保険と考えるか」という問題は、課税面において、少なくとも理論上は区別する必要がない、ということになる。有期年金は貯蓄商品に近く、終身年金は保険の性質が強く、程度の違いはあれど各種年金制度は貯蓄と保険の性質を併せ持つが、課税上はその点を区別せず同列に扱って構わない、というのであるから、これは租税政策を検討する上でかなり有用な結論である。

第3節 「再分配制度」としての年金

1 税による所得「再々分配」効果

公的年金が所得再分配機能を有することを第1章第1節2でみた。公的年金に限らず社会保障制度は一般に所得再分配機能を有するが、これに対し所得税が何らかの措置（拠出時控除ないし給付時課税）を講ずることは、必然的に「所得再々分配」となる⁽⁶⁴⁾。

順を追って述べる。社会保障制度に対する所得税制の態度として、まず、社会保険料を所得課税上控除せず、社会保障給付を非課税とする（T-E型）、ということが考えられる。これは社会保障制度に所得課税は関与しない、というスタンスであり、「再々分配」は存在しない。

次に、保険料の控除を認め、給付金を所得課税する（E-T型）、という対応が考えられる。この場合、社会保障制度による所得再分配に所得税が変更を加え、制度内純移転を減少させる方向に作用する。つまり、「再々分配」が存在する。具体的には、社会保障給付10に課税されればその税引後受取は8

(64) 渋谷雅弘「公的年金の課税」日税研論集第37号131頁（1997）。

となるし、社会保障制度に 10 を拠出する者がこれを所得控除することが出来るならば、実質的な拠出はやはり 8 となる（税率 20% の場合）。年金制度においては一方的に拠出したり給付したりするのでなく、現役時に拠出し、老齢期に受給するのであるが、通時的にみて拠出超過の者はその超過額が課税により減少するし、受給超過の者の超過額もやはり減少する。

（なお、T-T 型ならば給付金相当の所得への二重課税となり、E-E 型ならば元本部分が所得税の課税ベースから脱漏する。これは貯蓄・保険の場合と同じである。）

2 「再々分配」の妥当性

問題は、このような「再々分配」が果たして租税政策として正当化しうるのか、ということである。というのも、そもそも公的年金制度が再分配を行うのは公平の見地からであり、所得課税が再分配を行うのも公平の達成を目的とするためであるから、課税による再々分配は屋上屋を架すもので、必要な再分配は公的年金制度の中で完結・終了させてしまえば十分ではないか、という疑問がありうるからである⁽⁶⁵⁾。

この点に関しては、渋谷教授の主張が説得的である⁽⁶⁶⁾。すなわち、「公的年金制度による再分配とは、現役世代というグループから引退世代というグループへの移転である。言い換えれば、公的年金制度はグループに着目し、2つのグループ間における公平な分配を図るものである。」「他方、公的年金制度は、グループ間の再分配に重点をおくためか、各グループに属する個人への配慮には乏しい。(…中略…) それに対して、租税は、公平の基準をはじめから個人においている。従って、公的年金課税は、公的年金制度による

(65) この文脈から、逆に、公的年金制度は租税制度に統合すべき（税方式化）という議論も出てくる。この問題については今もなお論じられているところであるが、租税（徴収）と社会保障（給付）の機能的差異に着目した論考として、藤谷武史「給付付き税額控除と『税制と社会保障制度の一体化』？」新世代法政策学研究 vol. 3、303 頁以下（2009）が興味深い。

(66) 渋谷・前掲注(64)132-133 頁。

グループ間再分配を個人のレベルで調整する再々分配として、意義を有するということになる。」

前章でみたように、国民年金保険料は定額であるし、厚生年金保険料は雇用報酬以外の所得を考慮しない。そして、老齢年金給付額は拠出額のみを基準に計算される。公的年金制度に個々人の細かな事情への配慮はない。従って、個人レベルでの再調整の観点から税制において再々分配を行うことには十分な理由がある、ということになる。

もっとも、所得や家族の状況等、給付時における個々人の事情を考慮した上で給付額が決定されるような年金制度が導入された場合には、これに対し課税することは執行上二度手間であり、行政効率の観点から当該年金給付は非課税所得とすべきことになろう。

第4節 二重控除（E－E型）及び二重課税（T－T型） について

ところで、以上の分析において、E－E型は拠出額相当の二重控除であり、T－T型は給付額相当の二重課税であることを指摘してきた。所得課税の原則であるT－E型と比較すれば、このことは容易に理解できるだろう。通常、二重控除や二重課税は課税優遇ないし重課をもたらし、公平性・中立性の観点から問題がある。

しかし、公的年金制度への拠出額は定額ないし定率に法定されており、被保険者が任意に増減できるものではないから中立性の問題は生じない⁽⁶⁷⁾。また、二重控除や二重課税が全国民共通に適用されるのであれば、それは課税の公平を害するものではない。

敷衍しよう。所得課税の原則であるT－E型の税制が出発点である。ここで、全国民に定額の年金保険料が課され、その所得控除が認められるならば（E－

(67) 国民年金の付加年金は例外である。

E型)、これは基礎控除を年金保険料と同額分増額することに等しい。あるいは、全国民に所得比例の保険料の所得控除が認められるならば(E-E型)、これは税率の引下げと等価である。逆に、社会保険料の控除を認めず、給付面において定額の保険金を課税するならば(T-T型)、これは基礎控除の減額に等しく、定率の保険金を課税すること(T-T型)は税率の引上げと同じである。

つまり、全国民共通に適用される限り、公的年金の二重控除や二重課税は実質的な税率構造の変更に他ならず⁽⁶⁸⁾(基礎控除額の増減はゼロ税率ブラケットの変更であり税率構造の変更に含めてよい)、課税の公平性の問題は消失するのである。また、公的年金制度への拠出は法定された義務であるから、中立性の問題はそもそも存在しない。

従って、二重控除ないし二重課税が問題となるのは、公的年金制度(社会保障制度)が国民の一部を対象とする場合に限られる。そのような場合には、二重控除ないし二重課税は当該制度参加者を他の国民に比べ有利ないし不利に扱うことになるので、課税公平主義に反する。

第5節 小括

以上の考察から得られる結論を簡単にまとめておく。

先に企業年金について述べると、これは貯蓄と保険の両方の性質を有すると考えられるが、貯蓄・保険への課税はT-E型ないしE-T型のいずれであっても構わないのであった。そして、包括的所得課税の立場からは運用益課税を行うべきであるから、TTE型ないしETT型が望ましい。

被用者年金の所得比例部分(二階部分)については、二重控除/二重課税は被用者を有利/不利に扱うものなので望ましくなく、やはりT-E型ないしE-T型が望ましいが、所得再々分配を是とするならばE-T型を選択すべきである。

(68) 渋谷・前掲注(64)135頁がこれを指摘する。

一方、基礎年金については、二重控除／二重課税の不公平性の問題は消失するので、E-E型、T-T型であっても構わない。所得再々分配を是とするならば、T-T型ないしE-T型のいずれかが選択肢となる。

第6節 現行年金税制の位置づけ

以上の理論的検討を踏まえて、現行年金税制はどのように理解されるか。

1 公的年金

まず、公的年金については、基本的にEET型が採用されている。すなわち、国民年金及び厚生年金の保険料は社会保険料控除の適用により全額所得から控除され、また、厚生年金の事業主負担は損金算入され被保険者の給与として課税されることも無い（E）。運用益への課税は無く（E）、給付時に雑所得として課税される（T）。

T-E型でなくE-T型なのは、第3節で述べたところの、税制による「再々分配」の必要性が認められていることの証左と理解されよう。

E-T型なので二重課税や二重控除はない。もっとも、公的年金等控除の額が大きいため給付時の課税ベースがかなり浸食されており、実質的にはEEE型に近いものとなっている。特に、第1号・第3号被保険者においては、老齢基礎年金の給付は最低控除額によりほぼ（65歳以上であれば完全に）カバーされてしまっている。第2号被保険者においても、基礎控除等人的控除を併せ考えるとモデル世帯での課税所得はゼロになっており、給付時課税の実効性は低下している（第3章第2節参照）。

また、EEE型は資本所得非課税であるから、積立金から生じる運用益への非課税措置が被保険者に与えられている。ここで、拠出額は第2号被保険者の方が第1号被保険者より大きいから、運用益非課税の分、被用者グルー

プが自営業者等グループに比べ優遇されていることになる⁽⁶⁹⁾。このような優遇が与えられるべき理由は考えにくい、そもそもこうした租税優遇の存在自体あまり認識されていない。後述する第1号被保険者向けの国民年金基金、小規模企業共済はEET型であり、これらは任意加入であるが、第2号被保険者の有利性を是正する効果を有しよう。

2 企業年金

次に、企業年金についてはEET型が基本であり、包括的所得税の原則に沿った考え方が採られている。

すなわち、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金（企業型）の事業主負担は損金算入され、従業員の給与とみなされることはない。厚生年金基金の本人負担には社会保険料控除が、確定拠出年金の本人負担には小規模企業共済等控除が適用される（E）。運用時には「特別法人税」が課され（T）、給付時には雑所得となる（T）。

但し、確定給付企業年金（及び適格退職年金）の本人拠出部分については、異なった取扱いがなされている。この本人拠出は所得控除されず⁽⁷⁰⁾、本人拠出に対応する積立金は「特別法人税」の課税標準から除外されており（第1章第4節参照）、給付時に本人拠出を控除して課税される。第1節で述べたところのTTE型であり、私的年金の課税方式と同じである。本人拠出部分についてはその性質が私的年金に近い、という理解であろうか（前述のようにTTE型は保険に適用すると税負担が過大となるが、確定年金であれば保険性は小さい、という理解も出来るかも知れない）。TTE型は課税繰延が生じるが、包括的所得説に立脚している点ではEET型と同系統である。

もともと、運用益課税は、厚生年金基金について「努力目標水準」まで非課税であるから、事実上、厚生年金基金はEET型となっている。更に、平

(69) これは世代間移転を均した見方であり、人口オーナス期においては、被用者グループの現役世代は世代間移転の負担を負うので、社会保障と税を一体に考えれば被用者グループは同一世代の自営業者等に比べむしろ負担が大きくなる。

(70) 生命保険料控除の適用はある。

成 11 年度以降「特別法人税」自体が課税停止中でもある。

また、給付時課税において企業年金は公的年金等控除の適用対象であり、特に定率控除には上限が無いため、企業年金の一部分には E-E 型の軽課措置が与えられていることになる。そして、年金所得が大きいほど軽課による恩恵が大きい⁽⁷¹⁾のだから、所得課税上これは逆進的な措置である。

3 その他の諸制度

第 1 章第 3 節で挙げた補完的な諸制度については、E-E-T 型が採用されている。

すなわち、国民年金基金・小規模企業共済の掛金（本人負担）は社会保険料控除・小規模企業共済等控除の対象であり、中退共・特退共の掛金（事業主負担）は事業主の損金ないし必要経費に算入され、従業員給与とはされない。

積立金への「特別法人税」の課税は無く、これは資本所得非課税であるから加入者への租税優遇になる。中小企業や個人企業の経営基盤が弱いことから、これら諸制度の加入対象者に政策的に与えられた措置として理解する他はないだろう⁽⁷¹⁾。

給付時は公的年金等に係る雑所得とされる。公的年金等控除の対象とされ、軽課となっているのは企業年金と同様である。

(71) 武田昌輔『立法趣旨 法人税法の解釈(平成 10 年度版)』448 頁(財経詳報社、1998)。

第3章 年金税制の改正の方向

前章での理論的検討を踏まえて、本章では年金税制の在り方について検討する。

本稿の主張の中心は、年金税制において「公的年金と企業年金は切り分けて考えるべきである」ということである。第1章で見たように、公的年金と企業年金は成り立ちも機能も異なり、所得課税理論からみて両者は別に扱うべきである。

その上で、公的年金課税の在り方、企業年金課税の在り方について、それぞれ論ずる。

第1節 公的年金・企業年金の切り分けと課税型の選択

1 切り分けの必要性

(1) 制度趣旨の相違

第1章第4節でみたように、公的年金と企業年金の税制には共通する部分が多いものの、別異とされる部分もあり、複雑で全体像が把握しづらいものとなっている。

公的年金も企業年金も、老後の生活資金確保の役割を担うという点では共通するが、それぞれの制度構造は大きく異なっている。公的年金は賦課方式で運営され、社会全体での相互扶助という機能を担うものであり、世代間の所得移転であるとともに被用者年金は世代内の所得再分配機能も有している。一方、企業年金は退職金制度に由来する制度であり、実質的には退職金の一部を分割して受け取るものに近く（終身年金の企業年金もあるが、これは退職金の一部を元本とした「長生き保険」として理解される）、基本的には貯蓄と保険の合成されたものとして理解され、貯蓄再分配機能を有しない。

従って、公的年金と企業年金は切り分け、両者の課税の在り方は別々の

理念の下で再構成することが望ましい⁽⁷²⁾。

公的年金と企業年金の切り分けは、現行税制の問題点の解消に資するという面もある。第一に、現行法上、公的年金等控除が企業年金にも適用されるために所得課税上逆進性が生じていることを第2章で指摘したが、公的年金と企業年金を切り離すことは、その解消に繋がる。

第二に、企業年金は退職一時金としての受取を選択すると「みなし退職所得」なるため、受給者において公的年金等控除と退職所得控除を最大限適用できるようにその比率を調整する実態があると指摘されている⁽⁷³⁾。つまり、税制が資産選択の中立性を阻害しているのであるが、これを解決するためには、企業年金への課税を退職金税制と調整する必要があり、そのためにも、企業年金を公的年金から切り離すべきである。

補完的な諸制度についてはどうすべきか。中退共・特退共については、制度趣旨が退職金制度の支援であり、再分配機能を有しない積立方式の制度であるから、基本的に企業年金と取扱いを揃えるべきであろう。国民年金基金・小規模企業共済は実質的に貯蓄に近いので、本章第3節で述べる貯蓄優遇税制構想の一環に位置づけることが望ましいのではないかと。

(2) 所得区分

ところで、現行法が年金収入の所得区分を「雑所得」としていることは納税者にとって分かりにくく、新たな所得区分として「年金所得」を創設すべき、とする見解がある。例えば、平成17年の税制調査会基礎問題小委員会報告は、「公的年金等については、公的年金等控除の適用があり、他の

(72) 井堀利宏「社会保障と税制」フィナンシャル・レビュー第65号16頁(2002)も、賦課方式と積立方式とで年金課税の望ましい在り方が異なることを論じる。また、國枝繁樹「年金改革と税制」国際税制研究第11号118頁(2003)は、年金を賦課方式の公的年金、確定拠出型の年金、確定給付型の企業年金の三類型に分けて論じ、「理論的には、それぞれの類型において望ましいとされた年金課税を行えばよい」としつつ、現実の年金制度の複雑さゆえそれが難しいことを指摘する。

(73) 鳴島・前掲注(35)。この問題は旧くから指摘されているところであり、藤田晴「年金と所得課税」ジュリストNo.757、29頁(1982)も「税制が退職手当の年金化を阻害する要因として作用することは望ましくない」と述べている。

雑所得とは所得計算方式が全く異なること、公的年金の受給者が増加していること、年金に掛かる所得が増大していることを考慮すれば、雑所得の中に留めておくことは適切ではなく、独立の所得区分を設けることを検討すべきである⁽⁷⁴⁾とする。

確かに、既に年金給付は国民経済のなかでも大きな存在となっているのであるから、「年金所得」の創設は前向きに検討されるべきであろう。但し、その場合でも、公的年金と企業年金は経済的な機能が異なり、所得計算方式にも別に考えるべき要素が存在する（例えば公的年金等控除の適用の可否）ので、それぞれを一号所得・二号所得に区分する等、「年金所得」の内部で整理して規定すべきと考える。

2 課税型の選択

(1) E-T型かT-E型か

次に、課税型について検討する。

まず、公的年金であれ企業年金であれ、E-E型やT-T型は経済的に二重控除ないし二重課税となり、基本的に課税の公平性からみて妥当でない。但し、それが全国民に一律に適用されるならば、二重控除・二重課税は税率構造の変更と等価なので、理論上公平性の問題は消失することを指摘した（第2章第4節）。とは言え、やはり二重課税や二重控除は納税者の感覚的に正当性を欠くから、基本的には避けるべきであろう。

従って、E-T型とT-E型が望ましい選択肢となる。この点については、E-T型を是とすべきである。二つ理由を挙げる。

第一に、引退後の所得に基づき再分配を行う、というE-T型の政策効果そのものの妥当性が挙げられる。現在の我が国においては高齢者間の格差が問題視されているところであり⁽⁷⁵⁾、こうした環境下では格差是正の観

(74) 税制調査会基礎問題小委員会平成17年6月「個人所得課税に関する論点整理」6頁。

(75) 各年版「高齢社会白書」等。また、平成18年度版経済財政白書第3章第3節。

点から高齢世代の所得再分配は望ましいものと考えられ、年金収入も課税所得とすべきである。公的年金に関しては「再々分配」に妥当性がある、ということであり、企業年金に関しては所得格差の増大する高齢期に再分配を行うことが垂直的公平の観点から望ましい、ということである。

第二に、制度の安定性の面である。年金は拠出開始から受給完了まで50年以上の期間があるから、税制も長期間に渡り安定的であることが望ましい⁽⁷⁶⁾。そして、年金税制は今まで長期にわたりE-T型を維持しているので（社会保険料控除の導入は昭和28年）、年金制度の大規模な制度改正等が実施されるといった事由がなければ、あえてこれをT-E型に変更すべき理由に乏しい。また、E-T型をT-E型に変更すれば、移行期にE-E型の恩恵を受ける世代が発生し世代間の不公平を生ずることにもなるので、その点でもE-T型の継続が望ましい⁽⁷⁷⁾。

(2) 運用時課税

イ 公的年金

まず、公的年金については、完全な賦課方式で運営されるならばそもそも資金の運用益は発生せず、運用時課税の問題も生じないが、実際には我が国の公的年金制度は一定の積立金を有し、積立金から運用益を得ている。この運用益は保険料の減少ないし給付金の増加として最終的に被保険者に還元されるものであり、理論的には課税すべき所得に当たる。既述の通り、基礎年金に対応する積立金からの運用益は非課税としても課税の公平上の問題は生じないが、被用者年金の所得比例部分（二階部分）に対応する積立金の非課税は被用者を有利に扱うことになる。

もっとも、現実問題として、高齢化が進展し公的年金の積立金が縮小

(76) 藤田・前掲注(57)244頁。

(77) 他に、世代間格差是正の観点からE-T型を推奨する議論もある。例えば、上村敏行「公的年金税制の改革と世代間の経済厚生」総合税制研究第11号111頁以下(2003)は、シミュレーション分析により、消費税を財源とする公的年金等控除の廃止が経済厚生でみた世代間不公平を是正するのに対し、年金保険料控除の廃止が世代間の公平性に寄与しないことを示す。

していくなかで、公的年金の運用益を新たに課税対象とすることは困難であろう。現行のEET型を維持する他はないと考える。

ロ 企業年金

企業年金については、これは実質的には給与の後払いに相当するので、理論上その運用益は当然課税すべきものである。現行法上、「特別法人税」は努力目標水準以下の積立金に課税しないため相当な部分が実質的に非課税となっているが、企業年金給付額が大きいほどこの非課税メリットを享受できるのであるからこれは逆進的な効果を有しており、所得課税の観点からは望ましくない。また、確定給付企業年金の本人拠出部分のようなTTE型課税は課税繰延を生じるところであり、年金の拠出と給付に数十年の時間差があることを考えれば、課税繰延の大きさは軽視できない。基本的な立場としては、企業年金に関してはEET型を堅持すべきと考える⁽⁷⁸⁾⁽⁷⁹⁾。

もっとも、現行の課税方式の妥当性は問われるところであろう。「特別法人税」は積立金＝ストックを課税標準とするため、その税率は（運用利回り）×（運用益に対する税率）に相当するが、租税法律主義との関係上税率の機動的調整が不可能であり、資本市場の環境変化に対応できないという欠点がある。フロー課税への転換が検討されるべきかも知れない。

また、企業年金には老後の生活の糧という面があり、資産形成促進の観点から資本所得非課税の優遇措置を講ずる考え方は別途ありえよう。これについては、第3節で検討する。

(78) 税制の簡素さの面からは、確定給付企業年金の本人拠出部分についてもEET型に揃えた方が分かりやすい。

(79) 運用益を非課税とした場合の別の問題点として、母体企業が年金基金を積み増す方向に租税裁定行動を取るインセンティブが生じることが指摘される。國枝・前掲注(72)117-118頁参照。

第2節 公的年金課税の在り方

公的年金課税の基本的な在り方としては、第1節で検討したように、現行のEET型を維持することが望ましいと考える。しかし、これも既に述べてきたところであるが、現行の公的年金等控除には問題があり、見直す必要がある。また、本節では、障害年金・遺族年金への課税に関する論点、及び今後の年金制度改革への税法上の対応についても検討する。

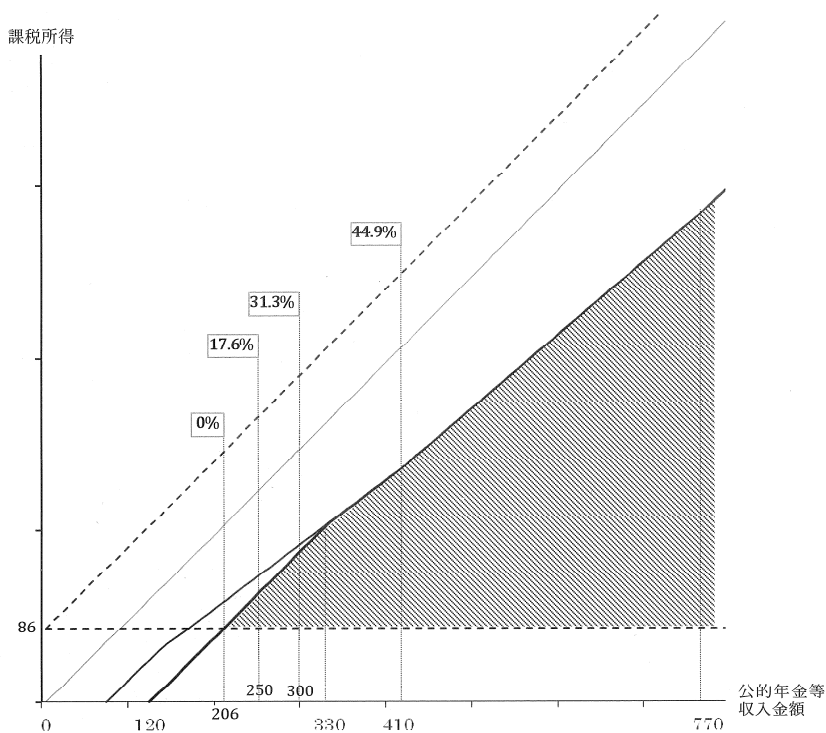
1 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除の理論上の問題点は、突き詰めればその逆進性にあるが、その金額の大きさも指摘されるところである。まず、この点について確認しておく、【図表6】に示したように、モデル世帯においては、公的年金等控除に人的控除を併せると、実質的に非課税となっていることが分かる。マクロ的にも、公的年金等控除の適用総額は31.5兆円に上るとの推計（2009年ベース）があり⁽⁸⁰⁾、公的年金の給付総額が約50兆円（平成21年度）であるところ⁽⁸¹⁾、公的年金等控除は企業年金や補完的諸制度にも適用されるので単純な比較はできないが、課税ベースからの脱漏の大きさを推し量ることができよう。

(80) 土居丈朗「公的年金等控除の改革」税務事例 Vol. 44 No. 11、66頁（2012）。

(81) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」。

【図表 6】 公的年金等収入金額と課税所得



※上図では、70歳以上の配偶者を有する65歳以上の年金受給者（基礎控除38万円＋配偶者控除48万円＝86万円）が、年金以外に所得を有しない場合における、課税所得／公的年金収入の比率を示した。

※平成25年度4月～9月のモデル年金額は年額換算で約198.5万円。

※社会保険料控除を考慮していない。

（1）定率控除

定率控除については、廃止すべきである。

理論面から改めて整理すると、公的年金等控除の適用部分は所得課税上E-E型となって二重控除が生じるが、定率控除については二重控除の恩恵を受ける部分が高所得者ほど大きくなるのであるから、これは明らかに

逆進的な措置である。累進課税を採る所得税制においてこの逆進性は政策のベクトルが真逆であるから、その正当性を主張するには何らかの理由・目的が必要である。

公的年金等控除の趣旨は、年金が経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするために給付されること等を考慮した、他の所得との間の負担調整措置と説明されるが⁽⁸²⁾、生活保障に関しては定額控除が十分その目的を果たすので、それだけならば定率部分を設ける必要はない。また、被用者年金及び企業年金の事業者拠出の性質が後払い給与であるところ、当該拠出には給与所得控除が未適用なので、その代替措置として公的年金等控除を位置づけるという考え方もありえようが、給与所得控除の主たる趣旨は勤務費用の控除とされており、当該費用は既に現役時代に控除されているのだから改めて控除する必要もない⁽⁸³⁾。

実証的には、昭和62年改正で公的年金等の所得区分が給与所得から雑所得に変更された際、課税水準を変更しない企図の下で公的年金等控除が設計されたことが指摘される⁽⁸⁴⁾。つまり、理論的には定率控除に積極的な存在理由を見出し難いのであって、廃止の方向で検討すべきである。

(2) 定額控除

一方、定額控除については、第2章第4節で述べたように、その額が基礎年金の範囲内にある限り制度的には人的控除(基礎控除)と可換であり、公平性は問題にならない。

基礎年金の財源には国庫負担が投入されており、これは終局的には税財源であるから、基礎年金給付の国庫負担部分は課税済み所得からの拠出(Taxed)である。仮に二重課税・二重控除を完全に排除しようとするならば、基礎年金の国庫負担部分を非課税(T-E型)とし他の部分を課税(E-T型)とする、すなわち公的年金等控除を国庫負担部分と一致させると

(82) 前掲注(54)。

(83) 注解所得税法研究会・前掲注(51)878頁。

(84) 佐藤英明「退職所得・企業年金と所得税—JIRAに関する研究ノート—」日税研論集第57号74頁(2006)。

いう解が見出されるが、理論上その必要はないのである。

結局、定額控除の額はゼロから基礎年金給付額までいずれの値でも構わないのだが、分かり易さを重視するならば、公的年金等控除は定額部分を含め全て廃止し、高齢者への配慮は人的控除（老年者控除の復活）によることとした方がEET型で貫徹してすっきりするだろう⁽⁸⁵⁾。

もともと、現在の公的年金等控除はかなり多額であるから、これをすぐに全廃することは難しい。当面の目安としては、基礎年金給付額程度まで縮減・定額化することが妥当ではないか。あるいは、現行法のように定額控除の金額を法定するよりは、いっそ老齢基礎年金自体を非課税所得とすることを検討してもよいかも知れない⁽⁸⁶⁾。

2 障害年金・遺族年金

(1) 二重控除

現行法上、障害年金・遺族年金については拠出控除・給付金非課税であるから、E-E型の二重控除の恩典が与えられている。一階部分の恩典は国民均等に、二階・三階部分の恩典は被用者にのみかつ逆進的に与えられていることになる。課税の公平の観点からは、一階部分は非課税としても構わないが、二階・三階部分は課税すべきこととなろう。さらには、一階部分も課税所得に算入して所得再分配の対象とし、障害等の事情は人的控除で対応すべき、とする立場⁽⁸⁷⁾も十分に説得的である。

もともと、障害を生じた者や世帯の稼得主を失った者への給付金に課税するのは非情である、という素朴な感覚もなかなか拭い難い。生命・身体の価値は金銭に換算できるものではないからである。所得税法上の他の取

(85) 金子宏「所得税制の構造改革—少子・高齢化社会と各種控除の見直し」ジュリスト No. 1260、235頁(2004)。

(86) 新規裁定年金と既裁定年金のスライドの違いにより、通常、既裁定年金の水準は新規裁定年金の水準より低くなっていくので（堀・前掲注(3)218-220頁）、E-E型の恩恵が上の世代程小さくなる、という微妙な問題は残る。

(87) 例えば堀・前掲注(3)246頁。

扱いとして、例えば人的損害に対する損害賠償金が物的損害に対する損害賠償金に比べ広く非課税とされている（所得税法施行令 30 条）のは、そうした「人情の機微」⁽⁸⁸⁾によるものであろう。

(2) 長期要件の遺族厚生年金

但し、そのような情緒的配慮を認容するとしても、「長期要件」の遺族厚生年金を非課税とすることの正当化は難しい。長期要件とは、老齢厚生年金の受給権者ないし 25 年要件を満たした者の死亡により支給される場合であり、引退後の夫婦において夫死亡後に妻が受ける遺族厚生年金が典型例である。この場合、遺族年金は稼得主である夫の「死亡保険」としてではなく、妻本人の「長生き保険」として機能しており（第 1 章第 1 節 2 (2)）、「人情の機微」の外側に存するからである。

従って、長期要件の遺族厚生年金については、現行の非課税措置を見直すべきであろう。もっとも、厚生年金においては早ければ 40 歳で 25 年要件を満たすが、それでは引退後の世帯とみなすには若すぎる。課税範囲をより限定し、「老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合」（厚生年金保険法 58 条 1 項四号前段）の遺族厚生年金について課税所得とするのが妥当なところであろうか⁽⁸⁹⁾。

3 今後想定される年金制度改革において採るべき方向性

平成 24 年 2 月 17 日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」においては、「所得比例年金（社会保険方式）」と「最低保障年金（税財源）」の組み合わせからなる新しい年金制度の創設が盛り込まれ、また、現行制度についても、①最低保障機能の強化、②高所得者への年金給付の見直し、③被用者年金一

(88) 注解所得税法研究会・前掲注(52)462頁。

(89) 所得税制そのもの問題ではないが、遺族厚生年金が課税所得から除外されることで、国民健康保険料・介護保険料が軽減されるので、遺族厚生年金受給者の有利性がさらに拡大する、という問題もある。第 5 回社会保障審議会年金部会平成 14 年 6 月 11 日堀勝洋委員提出資料。また、老人ホームの費用負担においても同様の問題が指摘される。平成 25 年 6 月 6 日付産経新聞 21 面「特養費用、年金の種類で差」。

元化、④第3号被保険者制度の見直し等の改善を図ることとされ、その一部については改正法案が成立した。

また、24年11年には社会保障制度改革国民会議が設置され、さらなる議論が行われている。

そこで、以下本節では、24年「大綱」に取り上げられた諸点を中心に、今後の年金制度改革の方向性を見据えつつ、税制面での対応を理論的に整理しておくこととする。

(1) 税財源方式の給付への課税

まず、「大綱」は税財源による「最低保障年金」に言及する（大綱16頁）が、仮にこれが実現した場合、給付金は課税すべきか。

理論的に、税財源は拠出が所得計算上控除されていないのであるから、拠出時課税（T）と考えられる。所得課税の原則からは既に課税済みの財源に課税することは二重課税となるので、当該給付は非課税とすべき（T-E型）ようにも思われるが、既に論じてきたように全国共通の制度についてはT-T型であっても構わないのであり、結局、課税の可否は人的控除を含めた税率構造の議論に吸収される。

もっとも、給付金の算定において所得を基準とする制度とした場合（所得が多い者への給付を減らし少ない者への給付を増やす等）、これに課税することは執行上二度手間であるから、行政効率の観点から非課税とすべきである（第2章第3節）。

平成27年より実施される「年金生活者支援給付金」は、まさにそうした制度である⁽⁹⁰⁾。これは、低所得高齢者等への福祉的給付として、前年の年金収入とその他所得の合計が基礎年金満額を下回る受給者に補完的に支給されるものである（家族全員の住民税非課税も要件とされている）。当該給付金については既に非課税が法定されており⁽⁹¹⁾、理論的にみても適切である。

(90) 「大綱」17頁に掲げられた「最低保障機能の強化」が実現したものである。

(91) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律33条。

(2) 標準報酬上限の見直し

「大綱」は、「高所得者について、負担能力に応じてより適切な負担を求めていく観点に立ち、厚生年金の標準報酬の上限について、健康保険制度を参考に見直すことなどを引き続き検討する」(20頁)とする。

厚生年金の標準報酬月額は一級9万8,000円から30級62万円となっているところ(厚生年金保険法20条1項)、健康保険の標準報酬月額は一級5万8000円から47級121万円まで(健康保険法40条1項)上限・下限ともに範囲が広く設定されているので、文意からいって、標準報酬上限を引き上げるとする趣旨である。これは、被用者年金の所得再分配機能を強化する方向に働く⁽⁹²⁾。

税制面においては、標準報酬上限の引上げ分がそのまま社会保険料控除の適用額の増額となる。適用額増分×限界税率が税額減となり、年金制度における所得再分配強化を緩和する方向に機能する(再々分配)。その対象は限界税率の高い層であるから、税額減少の程度も大きい。

一方、これと直接の関係は無いが、税制調査会の平成15年答申には、公的年金に対する保険料控除に上限を設ける趣旨の記述がある。引用すると、「③ 社会保険料控除については、公的年金に対する強制拠出に加え、自助努力による任意拠出についても控除対象となっている。今後、社会保険料の増大とともに、個人所得課税の課税ベースがますます浸食される懸念がある。今後の社会保険料控除のあり方については、年金制度改革全体の方向性とも関連付けて控除対象の範囲を検討していかなければならない。この場合、将来、公的年金に対する保険料控除に一定の限度額を設けるとともに、企業年金などの私的年金については、拠出時控除・給付時課税の枠組みを徹底する方向で基本的な改革を行うことにより、税制適格な

(92) 人口ボーナス期においては、世代間再分配の効果により標準報酬引上げが逆進的に働く可能性があるが、当面の将来においてそのような可能性は無いだろう。脚注(31)参照。

私的年金を確立することが考えられる」⁽⁹³⁾ (傍点筆者)。標準報酬上限の引上げが実現した場合、保険料控除の上限設定も検討の視野に入ってくるかも知れない。

仮に公的年金の保険料控除に上限を設けた場合、上限を超える部分についてはT-T型の二重課税となる。そして、この二重課税の対象は被用者のみであるから、課税の公平性の観点からその妥当性を基礎付けることは難しいように思われる。

これを基礎付けるには、被用者年金の再分配政策自体に高所得者への重課が内包されており、その機能の一部が税制に委託されている、と理解するしかないのではないかと。第1章で述べたように、被用者年金には高所得者から低所得者への再分配機能がある。保険料控除に上限を設けることは、上限を超える保険料についての重課であり、実質的には所得比例の保険料を累進的な構造に変更することに等しい。累進的な保険料は、既に再分配機能を有する被用者年金制度においては特に不自然なことではなく、社会保障と税の連続性に鑑みれば、その機能の一部を税制が担うことにも問題は無い、というロジックである。

回りくどいが、一応論理としては繋がっていると考える。もっとも、「社会保障と税の連続性」に関してはより深い考察が必要かも知れない。答申が述べるように「課税ベースの浸食への対応」と位置づけた方が分かり易いことは否めない。

(3) 高所得者の年金額の調整

イ 支給の減額

「大綱」は、「最低保障機能の強化策の検討と併せて、高所得者の老齢基礎年金について、その一部（国庫負担相当額まで）を調整する制度を創設する」（18頁）とする。年金受給年齢に達してもなお高所得を得ている者に対しては基礎年金の給付を減額する、という趣旨であり、こ

(93) 税制調査会前掲注(1)・5頁。

れまで世代間再分配しかなかった1階部分の年金に世代内再分配機能を導入する制度改正となる。

それ自体は年金制度の問題であるが、基礎年金の減額は当該受給者の課税所得の減少をもたらすので、年金制度が企図する所得再分配を税制が緩和してしまうことになる点に留意すべきだろう（「所得再々分配」）。将来的にこのような制度改正が導入される可能性を視野に入れるならば、公的年金等控除の在り方について、本節1（2）で述べた「公的年金等控除を廃止し、代替策として基礎年金を非課税とする」という案に一長があるかも知れない。基礎年金を減額しても課税所得が影響を受けないからである。

ロ クローバック

他方、高所得者への年金額の調整を支給面でなく税制面において行うものとして、いわゆる「クローバック」のアイデアがある（カナダにおいて導入されている）⁽⁹⁴⁾。これは、老齢基礎年金の給付は通常どおり行うが、高所得者については調整額相当分を翌年の年金給付から源泉徴収するものである。

一旦支給したものを税で回収するというのは二度手間のようにも思われるが、この制度によれば、税制の「再々分配」効果が排除されることが注目される。また、支給面で調整する場合、前年の所得を基準とせざるを得ないのに対し、クローバックであれば支給年の所得が基準となるので、「年度のずれ」が生じないというメリットもあるだろう。

いずれにせよ、執行費用と制度的なメリットを考量して導入の採否が決せられるべき問題である。仮にクローバックを導入するとしても、これは所得税とは異なる観点から徴収されるものであり、所得課税の理論の外側の制度として理解される。

(94) 高山憲之「カナダの年金制度」海外社会保障研究 No. 139、34頁（2002）。

第3節 企業年金税制・退職金税制及び貯蓄支援税制

既に述べてきたように、我が国の企業年金制度はそのほとんどが退職金制度から切り替えられたものであり、受給に際し退職者が一時金（退職金）と年金とを選択できるものが多く、この選択可能性により税制の中立性が阻害されている。従って、企業年金は年金税制でなく退職金税制の一環に位置づけて、課税の在り方を再構成すべきである。

他方、少子・高齢会社会を迎え、マクロ経済スライドにより公的年金の給付水準が抑制されていく状況においては、老後の資産形成の自助努力を支援するための政策的手当が求められるところでもある。企業年金への税制優遇は、そうした貯蓄支援税制の構想の一環に位置づけて検討することが望ましいのではないか。

1 退職所得との調整

退職金の性質は賃金の後払いであるが、単なる後払いというだけではなく、懲戒減額によるモラル・ハザードの防止、労働者の生産性計測の困難さの緩和、人的資本投資の促進等、企業の雇用政策上有意義な機能を有する制度として理解されている⁽⁹⁵⁾。

所得課税の立場からすれば、退職金は在職中の所得が一時に実現するものなので税負担平準化の必要性は認められるものの、退職金制度自体が有意義な機能を有し既に定着しているのであるから、特別な政策的優遇措置は不要な筈である。だが、現行法において、退職金は老後の生活の糧に充てられるという性質から担税力が弱いものとされ、退職所得控除、2分の1課税、分離課税といった課税緩和措置が図られている。また、「平均的な退職一時金には課税しない」というポリシーの存在も指摘される⁽⁹⁶⁾。

(95) 宮澤健介「税制及び退職金・企業年金制度とその経済学的含意」日本労働研究雑誌 No. 605、82頁以下（2010）。

(96) 佐藤・前掲注(84)79頁。

しかし、こうした軽課措置が一時金と年金の選択に歪みを与えている点は問題である。また、近年の雇用流動化の中で、退職金税制を多様な就労選択に対し中立的なものとする必要もある⁽⁹⁷⁾。本稿は問題点の指摘に止めるが、これらの観点から退職一時金と企業年金について整合的な税制を構築する必要がある⁽⁹⁸⁾。

2 貯蓄支援税制における位置づけ

他方、老後の資産形成の自助努力を支援するための貯蓄支援税制の構想として、いわゆる「日本版 I R A」の提案がある⁽⁹⁹⁾。これは、T E E 型により運用益非課税（資本所得非課税）の優遇を与えるものであるが、支出税タイプ（E E T 型）とは異なり、拠出時課税とする（拠出時に課税関係を完結させた方が税制として簡素である、との配慮からのようである）。

このような貯蓄支援税制の必要性は、確かに認められるところであろう。但し、企業年金の一部には（厚生年金基金や中退共・特退協等）既に資本所得非課税（ないし軽減）の恩典が与えられており、これにさらに同様の優遇措置を上乗せすることには、課税ベース浸食や税制複雑化の懸念がある。

そこで、貯蓄支援税制として、運用益非課税とすべき拠出額に全国民共通の限度額を与え、企業年金等において運用益非課税の恩典が与えられている場合には当該限度額から差し引き、残額についてのみ貯蓄支援税制の対象とする、という仕組みが考えられるのではないか。そうすれば、現行企業年金税制における不均等な取扱いを貯蓄支援税制の枠組みの中に解消できると考

(97) 税制調査会・前掲注(1) 6頁。

(98) 佐藤英明「退職所得課税と企業年金課税についての覚書『給与』をめぐる税制論序説」 確井光明＝小早川光郎＝水野忠常＝中里実編『公法学の法と政策（上）』424頁（有斐閣、2000）は、「具体的には、退職所得控除の金額を退職一時金の計算の基礎となる金属期間中の受給者の年齢に応じたものとし、比較的高い年齢（たとえば41歳または46歳）から控除の適用が始まるようにした上、加齢に応じて一年あたりの控除金額が増加するような制度が考えられる」と提言する。

(99) ジャパン・タックス・インスティテュート金融税制研究会「金融所得一体課税の推進と日本版 I R A の提言」<http://www.japantax.jp/teigen/file/teigen091001.pdf> (2009)。また、鳴島・前掲注(35)。

える。

結論

本稿では、経済理論的な分析を軸に年金税制について検討した。

理論的検討においては、所得課税上、貯蓄と保険は区別せず取り扱ってよい、という結論を得た（T T'E型を除く）。この結論は、貯蓄性と保険性を併せ持つ年金への課税の在り方を容易にする。また、二重控除／二重課税が全国民共通に適用されるならば、課税の公平の問題は生じないことも指摘した。この点は、公的年金等控除の在り方に対し有用な示唆を与える。

現行年金税制について、その最大の問題点は、公的年金と企業年金という経済的性質を別にするものを共通に扱い、企業年金と退職金という経済的性質が同一のものを別に扱っている点にあると考える。公的年金と企業年金は切り分け、両者の課税の在り方は別々の理念の下で再構成すべきである。今後新たな所得区分として「年金所得」を創設する場合であっても、例えば公的年金と企業年金等を一号所得・二号所得に区分する等、「年金所得」の内部で整理して規定しておくことが望ましい。

また、年金税制において常々指摘される点として、公的年金等控除が過大であるという問題がある。特に、定率控除は逆進性を有し存在根拠を見出し難い。世代間の負担公平の観点からも、少なくとも公的年金等控除の定率部分は廃止し、高齢者への配慮は定額控除ないし人的控除によるべきであろう。